

# 第4章

## 実現に向けて



古賀 陽葵さん（西原小学校5年）



## 第4章 実現に向けて



### 4-1 実現に向けた取組の基本的考え方

都市計画マスタープラン<sup>\*</sup>に示すまちづくりの実現に向け、「多様な手法」「多様な主体」によるまちづくりを実現します。また、都市計画マスタープランの進行管理を進めます。

#### 1. 多様な手法によるまちづくり

まちづくりの実現に向け、地区計画<sup>\*</sup>や市街地開発事業等の手法を活用した、計画的な土地利用<sup>\*</sup>の誘導を進めます。

また、本市の貴重な都市ストックである空き家・空き地、工場跡地等の長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある土地、及び公共施設等の有効活用によるまちづくりを進めます。

#### 2. 多様な主体によるまちづくり

まちづくりの実現に向け、「ふじみ野市自治基本条例<sup>\*</sup>」で定めた自治の理念及び基本原則などに基づき、市民と市による協働<sup>\*</sup>のまちづくりを進めます。

企業等と市がそれぞれの資源や特色を活かしながら、多岐にわたる分野において市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的に「包括連携協定<sup>\*</sup>」に基づく産学官連携によるまちづくりを進めます。

広域的な行政課題に効率的に対応することにより、市民サービスの向上を図るため、広域連携によるまちづくりを進めます。

#### 3. 都市計画マスタープランの進行管理

まちづくりの実現に向け、計画内容の情報公開と市民意向の反映に努めます。また、行政内の連絡調整体制を整えていきます。

本マスタープランの役割や活用の方法を評価し、適切な運用を行っていきます。また、社会経済情勢や市民ニーズ、行政需要の変化に対応して見直しを行っていきます。

## 4-2 多様な手法によるまちづくりの実施

都市計画マスタープラン<sup>\*</sup>に示すまちづくりの実現に向けた手法としては、計画的な土地利用<sup>\*</sup>を誘導する手法と、空き地などの既存の都市ストックを有効に活用していく方法、公共施設の更新などにあたり民間活力を導入する方法があり、地域の状況等により適宜使い分け、効果的・効率的にまちづくりを進めます。

### 1. 計画的な土地利用の誘導

計画的な土地利用を誘導する手法としては、地区計画<sup>\*</sup>を活用する手法と、市街地開発事業を活用する手法があります。

#### (1) 地区計画の活用

地区計画は、都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

#### (2) 市街地開発事業の活用

道路、公園等の都市施設<sup>\*</sup>の整備が市街地の骨格を線的、点的に整備することを目指すとしているのに対し、市街地開発事業は、一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うものです。

#### (3) 産業立地の誘導

国道 254 号バイパスふじみ野地区及びその周辺や、亀久保大野原地区などにおいては、市街地開発事業や地区計画、開発行為等指導要綱<sup>\*</sup>などにより計画的な土地利用を誘導するとともに、産業立地に向けた埼玉県などの各種支援制度を適宜活用しながら、産業立地の誘導を進めます。

## 2. 都市ストックの効率的な利活用

市内の既存の都市ストックを効率的に利活用する方法としては、空き家・空き地を有効活用する方法、工場跡地等の長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある土地を有効活用する方法、公共施設等を有効活用する方法があります。

### (1) 空き家・空き地の有効活用

本市では、現に適切な管理がなされていない空き家等を原因とした様々な問題が発生しており、さらなる事案の増加が予想されています。

こうした状況に鑑み、市では市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、「ふじみ野市空家等対策計画<sup>\*</sup>」を策定し、住宅等が空き家になる前の利用中の状態から空き家等の除却後の跡地の活用まで、住宅等の各段階の状況に応じた対策を講じていくこととしています。

### (2) 長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある土地の有効活用

本市では、大規模工場等の移転に伴う跡地を活用した新たな都市づくりが進められてきました。こうした長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある土地の有効活用にあたっては、他自治体での活用事例などを参考としながら、周辺の環境と調和した計画的な土地利用<sup>\*</sup>の誘導に資する手法の検討・活用を図ります。

### (3) 公共施設等の有効活用

本市では、本市の経営資源である公共施設等について、行政サービスにかかるコストと行政サービスを行う財産としての両面から実態をふまえ、公共施設等の総合的なマネジメントを進めるための方針として、「公共施設等総合管理計画<sup>\*</sup>」を定めています。

## 3. 民間活力の導入

財政負担を軽減しながら、多様な市民ニーズに対応した質の高いサービスの提供を図る手法として、PFI<sup>\*</sup>による公共施設の更新などが考えられます。

公共施設の整備・更新などにあたっては、こうした企業やNPO<sup>\*</sup>などの民間活力を積極的に導入し、民間のノウハウの有効活用を進めます。



なの花学校給食センター

## 4-3 多様な主体によるまちづくりの実施

本マスタープランで掲げるまちづくりの目標を実現していくためには、市民や各種団体、事業者等の多様な主体が連携してまちづくりを進めることが重要と考えます。

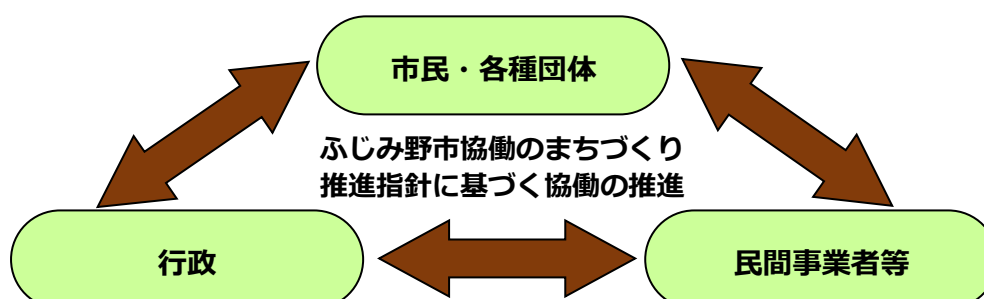
ここでは、多様な主体との連携を促進するための取組を示します。



### 1. 協働のまちづくり

本市では、厳しい財政状況の中で持続可能な市政運営を行うには、地域課題の解決に向けて市民と市が一体となって共に汗を流し、地域を創る「協働\*」のまちづくりを進めていくことが必要と認識しています。この理解のもと、「ふじみ野市自治基本条例\*」で定めた自治の理念及び基本原則などの趣旨を受けて、今後のまちづくりの基本となる「協働」の基本的な考え方と推進に向けた方針を定めた「ふじみ野市協働のまちづくり推進指針」を定めました。

都市計画マスタープラン\*に示すまちづくりの実現に向けては、同指針に基づく協働のまちづくりの取組を進めていくものとします。



### 2. 産学官連携によるまちづくり

本市では、民間事業者等と市がそれぞれの資源や特色を活かしながら、多岐にわたる分野において市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的に「包括連携協定\*」を締結しています。

「包括連携協定」は、近隣大学や県立高校、金融機関、民間研究機関等多様な団体と締結しており、その内容は、まちづくりに関する多岐にわたる内容となっています。

都市計画マスタープランに示すまちづくりの実現に向けては、同協定に基づく多様な主体との連携による取組を進めていくものとします。

### 3. 広域連携によるまちづくり

「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030<sup>\*</sup>」では、関係市町間や県・関連団体と連携し、広域的な行政課題に効率的に対応することにより、市民サービスの向上を図るため、広域連携を推進することとしています。

まちづくりに関しては、県内沿線 7 市 1 町（和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、三芳町、ふじみ野市、川越市）で構成する「東武東上線改善対策協議会<sup>\*</sup>」における要望活動や、近隣の富士見市、三芳町等と、災害時における相互援助、被災者支援等に関する協定が結ばれています。

今後も、より効率的なまちづくりを推進するために、広域連携の取組を進めていくものとします。



市民懇談会の様子

## 4-4 都市計画マスタープランの進行管理

本マスタープランは、概ね 20 年後を目標としたまちづくりの方針を示すものであり、今後はこの方針に基づき都市計画が進められます。このため、本マスタープランを確実に推進していくためには、次のような取組が求められます。

### 1. 情報公開と市民意向の反映

本マスタープランを市民、企業・大学に広く公表するとともに、計画の進行状況等をわかりやすく、定期的に公開していきます。これらの情報により寄せられた意見や提案を検討して、マスタープランの実施に反映させていきます。

### 2. 行政内の連絡調整体制の整備

本マスタープランが円滑に進行するために、行政内部の連絡調整体制を整えていきます。マスタープランの進捗状況について整理し、社会経済の変化等の十分な分析とその情報の共有を行い、まちづくり推進の方策を引き続き検討していきます。

### 3. 計画の役割の評価と見直し

本マスタープランの役割や活用の方法を評価し、適切な運用を行っていきます。

さらに、ふじみ野市将来構想等の上位計画\*の見直しや関連する計画の変更が行われた場合は、本マスタープランとの整合性を確認し、矛盾が生じた場合には、計画期間である 20 年の間に適宜見直しを行っていきます。

また、地域の状況や市民の意向を的確に把握し、本マスタープランを評価し、社会経済情勢や市民ニーズ、行政需要の変化に対応して見直しを行っていきます。

# 資料編

## 資料編目次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 1. 都市計画マスタープラン策定までの経緯 .....                | 1  |
| 2. 都市計画基本方針検討委員会等の委員名簿 .....               | 3  |
| (1) 都市計画基本方針検討委員会 .....                    | 3  |
| (2) 庁内検討委員会 .....                          | 3  |
| (3) 「ふじみ野市都市計画マスタープラン」の策定にかかる市民懇談会.....    | 4  |
| 3. 市民意見に関する資料 .....                        | 5  |
| (1) 市民意向調査の概要 .....                        | 5  |
| (2) 市民意向調査結果 .....                         | 12 |
| (3) 「ふじみ野市都市計画マスタープラン」の策定にかかる市民懇談会提言書..... | 22 |
| 4. 用語解説 .....                              | 26 |
| 5. ポスターコンクール応募作品集 .....                    | 34 |



## 1. 都市計画マスタープラン策定までの経緯

| 年月日     |                       | 名称                              | 主な議題・実施内容等                                                                                                                                        |
|---------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 17 年 | 10 月 1 日              | ふじみ野市として合併                      |                                                                                                                                                   |
| 平成 19 年 | 2 月 2 日               | 富士見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更       | 上福岡都市計画区域を富士見都市計画区域に編入                                                                                                                            |
| 平成 20 年 | 3 月                   | 「ふじみ野市総合振興計画」策定                 | ふじみ野市の最上位計画の策定                                                                                                                                    |
| 平成 22 年 | 3 月                   | 「ふじみ野市都市計画マスタープラン」策定            | ふじみ野市の都市計画マスタープランの策定                                                                                                                              |
| 平成 28 年 | 8 月 30 日              | 富士見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定       | 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定                                                                                                                            |
| 平成 30 年 | 3 月                   | 「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」策定 | ふじみ野市の最上位計画の改定                                                                                                                                    |
|         | 6 月 20 日              | 第 1 回<br>庁内検討委員会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランと策定の背景</li> <li>・策定スケジュール</li> <li>・地域区分の考え方</li> <li>・アンケート調査について</li> <li>・部会について</li> </ul> |
|         | 8 月 17 日<br>～8 月 31 日 | 市民アンケート調査                       | ・20 歳以上の市民 3,000 人を対象に、郵送によるアンケート調査を実施                                                                                                            |
|         | 10 月 21 日             | 第 1 回<br>市民懇談会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会の進め方</li> <li>・都市計画マスタープランの学習会</li> </ul>                                                              |
|         | 11 月 9 日              | 第 2 回<br>庁内検討委員会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじみ野市の現況と課題</li> <li>・アンケート調査結果の概要</li> </ul>                                                             |
|         | 11 月 22 日             | 第 1 回<br>都市計画基本方針検討委員会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランと策定の背景</li> <li>・策定スケジュール</li> <li>・都市づくりに関わる現況と課題</li> </ul>                                  |
|         | 12 月 16 日             | 第 2 回<br>市民懇談会                  | ・ふじみ野市全体の良いところ・悪いところについて                                                                                                                          |
|         |                       |                                 |                                                                                                                                                   |
| 平成 31 年 | 1 月 15 日              | 第 3 回<br>庁内検討委員会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュール</li> <li>・将来都市像を中心として</li> </ul>                                                                 |
|         | 1 月 29 日              | 第 2 回<br>都市計画基本方針検討委員会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュール</li> <li>・将来都市像の検討</li> </ul>                                                                    |
|         | 2 月 2 日               | 第 3 回<br>市民懇談会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじみ野市のまちづくりの目標（説明）</li> <li>・将来像を実現するための今後のまちづくりのあり方について</li> </ul>                                       |

| 年月日  |                  | 名称                       | 主な議題・実施内容等                                                            |
|------|------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 令和元年 | 5月7日             | 第4回<br>庁内検討委員会           | ・都市計画マスタープランと策定の背景<br>・策定スケジュール<br>・全体構想について                          |
|      | 5月20日            | 第3回<br>都市計画基本方<br>針検討委員会 | ・策定スケジュール<br>・全体構想について<br>・地域別構想の方向性                                  |
|      | 5月26日            | 第4回<br>市民懇談会             | ・地域別の良いところ・悪いところ<br>・地域別のまちづくりの目標                                     |
|      | 7月1日             | 第1回<br>庁内検討委員会<br>(部会)   | ・策定スケジュール<br>・全体構想について<br>・地域別構想について                                  |
|      | 7月7日             | 第5回<br>市民懇談会             | ・地域別のまちづくりのあり方                                                        |
|      | 7月19日            | 第5回<br>庁内検討委員会           | ・策定スケジュール<br>・全体構想について<br>・地域別構想について<br>・計画書の構成案                      |
|      | 8月8日             | 第4回<br>都市計画基本方<br>針検討委員会 | ・策定スケジュール<br>・全体構想について<br>・地域別構想について<br>・計画書の構成案について                  |
|      | 10月6日            | 第6回<br>市民懇談会             | ・提言書のとりまとめ                                                            |
|      | 10月10日<br>～11月8日 | パブリックコメ<br>ントの募集         | ・都市計画マスタープラン（案）につい<br>て                                               |
|      | 11月14日           | 第6回<br>庁内検討委員会           | ・策定スケジュール<br>・都市計画マスタープラン（案）につい<br>て<br>・パブリックコメントの実施結果               |
|      | 11月22日           | 第5回<br>都市計画基本方<br>針検討委員会 | ・策定スケジュール<br>・都市計画マスタープラン（案）につい<br>て<br>・パブリックコメントの実施結果<br>・ポスターコンクール |
| 令和2年 | 1月31日            | 都市計画審議会                  | ・都市計画マスタープラン（案）の諮問                                                    |

## ２．都市計画基本方針検討委員会等の委員名簿

### （１）都市計画基本方針検討委員会

（敬称略）

| 役職   | 氏名    | 備考                         |
|------|-------|----------------------------|
| 委員長  | 久保田 尚 | 埼玉大学大学院教授                  |
| 副委員長 | 大沢 昌玄 | 日本大学教授                     |
| 委 員  | 原田 晴男 | ふじみ野市農業委員会                 |
| 委 員  | 細谷 健  | ふじみ野市商工会                   |
| 委 員  | 小泉二三枝 | ふじみ野市社会福祉協議会               |
| 委 員  | 白鳥 珠美 | ふじみ野市交通安全母の会               |
| 委 員  | 原田 一  | いるま野農業協同組合                 |
| 委 員  | 根岸 徹  | 入間青年会議所                    |
| 委 員  | 塩野 好一 | ふじみ野市教育委員会                 |
| 委 員  | 金濱 高顕 | 市民懇談会東部地域代表者（R1.5.15 まで）   |
| 委 員  | 斉木 泰光 | 市民懇談会上福岡地域代表者              |
| 委 員  | 塩野 泰弘 | 市民懇談会ふじみ野駅周辺地域代表者          |
| 委 員  | 今野 悦也 | 市民懇談会西部地域代表者               |
| 委 員  | 樋口 良晴 | 市職員（総合政策部長）                |
| 委 員  | 森田 成美 | 市職員（市民活動推進部長）（H31.3.31 まで） |
| 委 員  | 浦谷 健二 | 市職員（市民活動推進部長）（H31.4.1 以降）  |
| 委 員  | 櫻井 進一 | 市職員（都市政策部長）                |

### （２）庁内検討委員会

（敬称略）

| 役職  | 委員               |
|-----|------------------|
| 委員長 | 都市政策部長           |
| 委 員 | 総合政策部経営戦略室長      |
| 委 員 | 総務部契約・法務課長       |
| 委 員 | 市民活動推進部協働推進課長    |
| 委 員 | 福祉部福祉課長          |
| 委 員 | こども・元気健康部子育て支援課長 |
| 委 員 | 教育委員会教育部教育総務課長   |
| 委 員 | 都市政策部都市計画課長      |

(3) 「ふじみ野市都市計画マスタープラン」の策定にかかる市民懇談会

(敬称略)

| 地域        | 氏名    | 備考                    |
|-----------|-------|-----------------------|
| 東部地域      | 田村 芳人 | ふじみ野市 PTA 連合会         |
|           | 金濱 高顕 | ふじみ野市商工会 (R1.5.15 まで) |
|           | 岡本 和廣 | ふじみ野市農業委員会            |
|           | 西村 正博 | 公募委員                  |
|           | 小川 靖正 | 公募委員                  |
|           | 木間 健介 | 公募委員                  |
| 上福岡駅周辺地域  | 山崎 藤子 | ふじみ野市自治組織連合会          |
|           | 藤原 竜平 | ふじみ野市 PTA 連合会         |
|           | 斉木 泰光 | ふじみ野市商工会              |
|           | 岸澤 一彦 | ふじみ野市商工会              |
|           | 竹内 香  | 公募委員                  |
|           | 乙黒 静江 | 公募委員                  |
|           | 長澤 建夫 | 公募委員                  |
| ふじみ野駅周辺地域 | 山辺 進  | ふじみ野市自治組織連合会          |
|           | 山崎 将史 | ふじみ野市 PTA 連合会         |
|           | 内田 昌人 | ふじみ野市商工会              |
|           | 高野 喜好 | ふじみ野市農業委員会            |
|           | 小坂部政直 | 公募委員                  |
|           | 水谷 敏彦 | 公募委員                  |
|           | 塩野 泰弘 | 公募委員                  |
| 西部地域      | 今野 悦也 | ふじみ野市自治組織連合会          |
|           | 村岡 大吾 | ふじみ野市 PTA 連合会         |
|           | 西山 剛司 | ふじみ野市商工会              |
|           | 鈴木 潔  | ふじみ野市農業委員会            |
|           | 広瀬 武  | 公募委員                  |
|           | 金田眞智子 | 公募委員                  |
|           | 篠原 裕信 | 公募委員                  |

### 3. 市民意見に関する資料

#### (1) 市民意向調査の概要

##### 1) 調査の目的

- ・本調査は、ふじみ野市都市計画マスタープランを策定するにあたり、市民の都市づくりに対する満足度や意見などを把握することを目的に実施する。

##### 2) 調査概要

- ・本調査は、20 歳以上の市民の方、3,000 人を住民基本台帳より無作為に抽出し、郵送配布・郵送回収により実施した。

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 調査期間    | 平成 30 年 8 月 17 日～平成 30 年 8 月 31 日 |
| 調査対象地域  | ふじみ野市全域                           |
| 調査形式    | アンケート調査                           |
| 配布・回収方法 | 郵送配布・郵送回収                         |

##### 3) 回収結果

| 調査対象人数  | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|
| 3,000 人 | 765 票 | 25.5% |

## ふじみ野市都市計画マスタープランの 改定に向けた市民アンケート調査

～皆様のご意見をお聞かせください～

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、ふじみ野市は、概ね 20 年後の本市が目指すべき将来像と、その実現に向けた道路や公園、市街地の整備などに関する取組みの方向性を示した「都市計画マスタープラン」の改定を進めています。

本アンケート調査を通じて、市民の皆さんの都市づくりに対する満足度やご意見などをお伺いし、今後の計画づくりに役立てたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



平成 30 年 8 月 ふじみ野市長 高畑 博

### ご記入に当たってのお願い

- このアンケートは、宛名となっている方がご記入ください。
- お答えは、当てはまる回答の番号を、○で囲んでください。
- 「その他」とお答えの方は、( ) 内に具体的な内容を記入してください。

ご記入が済みましたら、お手数ですが同封の返信用封筒に入れて

**8月31日(金)までに、**ポストにご投函ください。

※切手は不要です。

この調査について、ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。



ふじみ野市 都市計画課 計画・開発係 担当：鎌田、森田

TEL：049-220-2068（直通） FAX：049-261-0797

\*外国人の方のために、簡単な日本語のアンケート票、英語のアンケート票を用意しています。タイトルに「簡単な日本語版希望」または「英語版希望」のどちらかを、本文に住所と名前をご記入のうえ、次のアドレスまでご連絡ください。

Plain Japanese or English version is available. Contact us by e-mail.

◆E-mail address：toshikei@city.fujimino.saitama.jp

ふじみ野市

## ふじみ野市都市計画マスタープランの改定に向けた市民アンケート調査

問 1. あなたのお住まいの場所をおうかがいします。町名（丁目まで）または大字名をご記入ください。

ふじみ野市（ ）

\*記入例：「ふじみ野市（福岡 1 丁目）」「ふじみ野市（福岡新田）」

\*番地以降の記入は不要です。

問 2. あなたは、「ふじみ野市都市計画マスタープラン」を知っていましたか？ あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. 内容までよく知っていた
2. 名前や策定されていることは知っていた
3. 知らなかった

＜問 3 の記入例＞

| そう思う | どちらかといえ<br>ばそう思う | どちらかといえ<br>ばそう思わない | そう思わない | わからない |
|------|------------------|--------------------|--------|-------|
| ①    | 2                | 3                  | 4      | 5     |

「そう思う」の場合は「1」に○をつけてください。

問 3. あなたのお住まいの周辺についてのご意見をおうかがいします。1～5 までの番号の中から、あてはまるものに一つだけ○をつけてください。

### 問 3-1. 土地利用について

- ①木造住宅の密集地は、防災上の安全面から、市街地整備（不燃化など）をするべきである。
- ②市街地の整備事業については、積極的に協力したい（土地所有者の用地の提供など）。
- ③住宅地には、高層建築物の高さの規制が必要である。
- ④良好な居住環境（緑、静けさなど）が確保されている。
- ⑤商店が身近にあるので、日常の買い物には困らない。
- ⑥地域内にもっと大型商業施設があったほうがよい。
- ⑦身近な商店には、駐車場が少ないので利用しづらい。
- ⑧地域経済の発展のために、地域内に工場があったほうがよい。
- ⑨環境に配慮した工場であれば、地域内にあってもよい。
- ⑩農地は、環境上、身近にあることはよいことなので、保全したほうがよい。
- ⑪地域内の商業や工業の発展のために、農地を活用したほうがよい。
- ⑫農業者の意向があれば、農地が縮小されても仕方がない。

| そう思う | どちらかといえ<br>ばそう思う | どちらかといえ<br>ばそう思わない | そう思わない | わからない |
|------|------------------|--------------------|--------|-------|
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |

### 問 3-2. 防災について

- ①緊急時の避難場所が適切に確保されている。
- ②緊急時の避難場所までの避難路が確保されている。
- ③消防車や救急車が入ってこられる道路が十分ある。
- ④降雨時における雨水排水の処理が十分されている。
- ⑤地区ごとの防災活動の推進や防災設備が充実している。

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問3. あなたのお住まいの地域についてのご意見をうかがいます。1～5までの番号の中から、あてはまるものに一つだけ○をつけてください。

|                                                       | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえ | そう思わない | わからない |
|-------------------------------------------------------|------|--------------|---------|--------|-------|
| <b>問3-3. 道路交通について</b>                                 |      |              |         |        |       |
| ①道路の整備が十分されている。                                       | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ②歩道の設置が十分されている。                                       | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ③車の交通量が多いので、危険を感じる箇所がたくさんある。                          | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ④道路沿いの植栽（街路樹など）が不足している。                               | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑤道路沿いに、ベンチなどで休憩できる空間が不足している。                          | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑥交通渋滞を緩和するための幹線道路の整備が必要である。                           | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑦バス路線が十分整備されている。                                      | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑧バスの運行本数が少ない。                                         | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑨自転車が安全に走れる空間が不足している。                                 | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑩放置自転車がが多い。                                           | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| <b>問3-4. 自然・歴史について</b>                                |      |              |         |        |       |
| ①地域に大きな公園が整備されている。                                    | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ②身近に小さな公園が整備されている。                                    | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ③地域に川辺や水辺を活かした親水公園が整備されている。                           | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ④地域の緑道などの散歩道が整備されている。                                 | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑤身近に子どもが安全に遊べる場所が確保されている。                             | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ⑥地域内の歴史的資源（権現山古墳群、旧大井村役場など）の活用に関心をいれるべきである。           | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| <b>問3-5. 景観形成について</b>                                 |      |              |         |        |       |
| ①自然が活かされた景観が形成されている。                                  | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ②住まい周辺より、駅周辺部など中心部の景観づくりに力を入れるべきである。                  | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ③地域ごとに特色のある景観づくりが必要である。                               | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ④昔の田園風景や自然林などの保全に関心をいれるべきである。                         | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| <b>問3-6. まちづくりへの住民参加について</b>                          |      |              |         |        |       |
| ①まちづくりは、行政に任せるだけでなく、積極的に参加したい。                        | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |
| ②住民参加のまちづくりを活発に行うためには、行政による支援（専門家の派遣、活動費の補助など）が必要である。 | 1    | 2            | 3       | 4      | 5     |

問 4. ふじみ野市のまちづくり（都市づくり）を進めていくうえで、特に重要な分野はどれだと思いますか。1～11 までの番号の中から、あてはまるものに三つまでに○をつけてください。

- |                  |               |               |
|------------------|---------------|---------------|
| 1. 住宅市街地の環境保全と改善 | 2. 新たな産業用地の整備 | 3. 商業機能の強化    |
| 4. 農地の保全と活用      | 5. 道路網の整備     | 6. 公共交通の充実    |
| 7. 防災性の向上        | 8. 自然環境の保全    | 9. 都市景観の魅力の向上 |
| 10. 住民参加の推進      | 11. その他（      | ）             |

問 5. 空き家対策についておうかがいします。

問 5-1. ふじみ野市では、「ふじみ野市空家等対策計画」と呼ばれる、管理不全な空き家などへの対応方針をまとめた計画を作成していますが、ご存知でしたか。1～3 までの番号の中から、あてはまるものに一つだけ○をつけてください。

- |            |              |                 |
|------------|--------------|-----------------|
| 1. よく知っていた | 2. 聞いたことはあった | 3. 全く聞いたことがなかった |
|------------|--------------|-----------------|

問 5-2. ふじみ野市には、「空家バンク」と呼ばれる、空き家情報を提供することで利活用を促進するための制度があることをご存知でしたか。1～3 までの番号の中から、あてはまるものに一つだけ○をつけてください。

- |            |              |                 |
|------------|--------------|-----------------|
| 1. よく知っていた | 2. 聞いたことはあった | 3. 全く聞いたことがなかった |
|------------|--------------|-----------------|

問 5-3. ふじみ野市における空き家対策について、特に重要な施策はどれだと思いますか。1～5 までの番号の中から、あてはまるものに二つまでに○をつけてください。

- |                                          |
|------------------------------------------|
| 1. 空き家とならないよう未然に防止するため、チラシやパンフレットなどによる周知 |
| 2. 空き家所有者へ有効活用法の提案や支援制度などの周知             |
| 3. 管理が十分なされていない空き家に対して早期改善に向けての適切な助言、指導  |
| 4. 空き家の解体費用の支援や解体後の跡地の寄付                 |
| 5. その他（                                  |
| ）                                        |



問6. あなた（回答者）ご自身についておうかがいします。あてはまるものに一つだけ○をつけてください。

問6-1. あなたの性別をおたずねします。

1. 男性                      2. 女性                      3. その他

※本調査では、都市づくりに関する調査結果を把握・分析するために、性別欄を設けていますが、性別は多様であるという観点から「3. その他」を選択肢に加えています。

問6-2. あなたの年齢をおたずねします。

1. 20歳代                      2. 30歳代                      3. 40歳代  
4. 50歳代                      5. 60歳代以上

問6-3. あなたのお住まいの形態をおたずねします。

1. 持ち家（一戸建て）              2. 持ち家（マンション）              3. 民間の賃貸（一戸建て）  
4. 民間の賃貸（アパート・マンション）  
5. 公的賃貸住宅（UR・公社・県営・市営）                      6. 寮・社宅・官舎  
7. 間借り・下宿                      8. その他（                      ）

問6-4. あなたのご職業をおたずねします。

1. 会社員・団体職員（経営者を含む）      2. 公務員                      3. 自営業（商工業など）  
4. 農業                      5. パート・アルバイト                      6. 学生  
7. 家事専業                      8. 無職                      9. その他

問6-5. あなたの家族形態をおたずねします。

1. ひとり暮らし                      2. 夫婦のみ                      3. 二世帯（親と子）  
4. 三世帯（親と子と孫）                      5. その他（                      ）

問6-6. あなたは、ふじみ野市（合併以前を含む）に何年お住まいですか。

1. 生まれたときから                      2. （転入後）5年未満                      3. （転入後）5年～10年未満  
4. （転入後）10年～20年未満                      5. （転入後）20年以上

問6-7. あなたがおもに利用する「鉄道の乗車駅」についておたずねします。

1. 上福岡駅を利用する                      2. ふじみ野駅を利用する  
3. その他の駅（                      ）を利用する  
4. あまり「鉄道」を利用しない

自由意見記入欄  
～ふじみ野市のまちづくり（都市計画・都市づくり）に  
関してご意見がありましたら、以下に自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

アンケートは以上です。  
ご協力ありがとうございました。

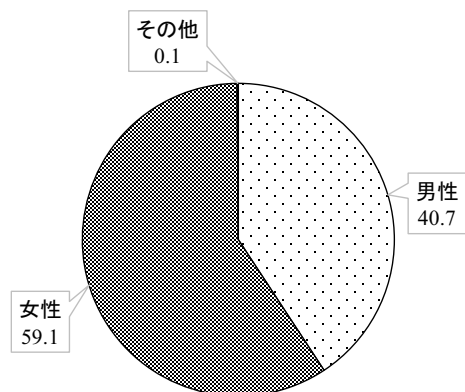
\*ご記入いただきましたアンケート用紙は、同封の  
返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、平成 30 年  
**8月 31 日(金)までに、**ポストにご投函くださる  
ようお願いいたします。



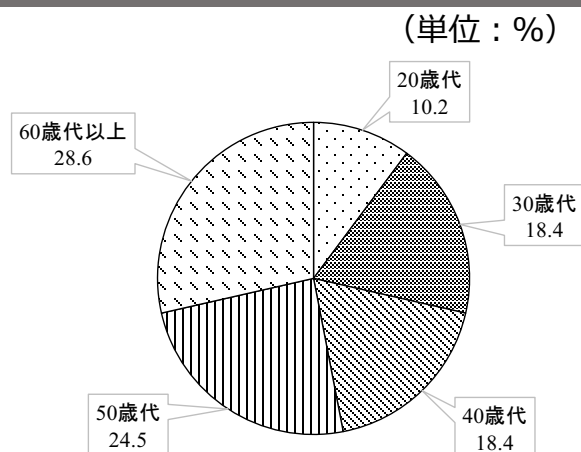
## (2) 市民意向調査結果

### 1) 回答者の属性

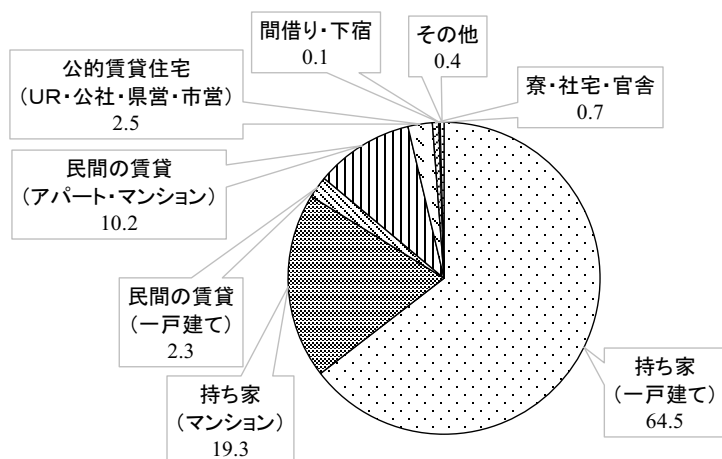
■ 性別



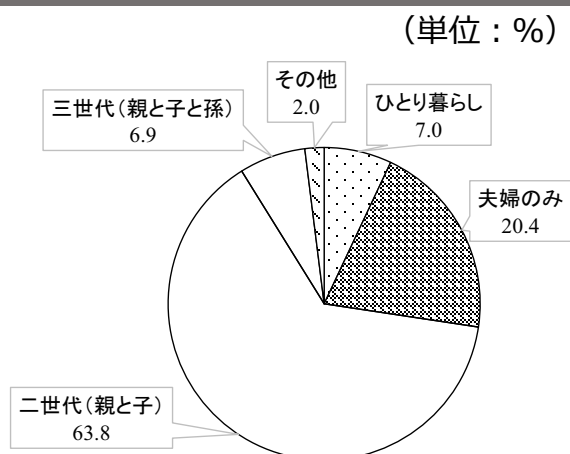
■ 年齢



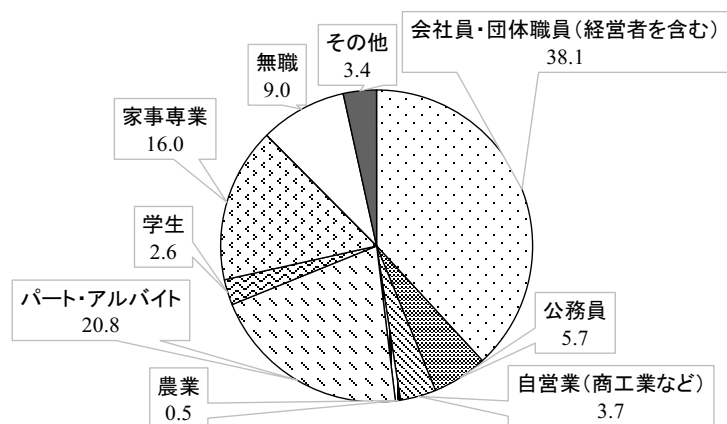
■ 居住形態



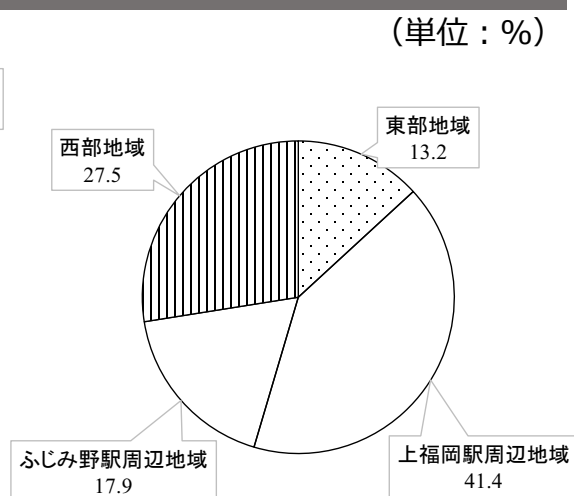
■ 家族形態



■ 職業



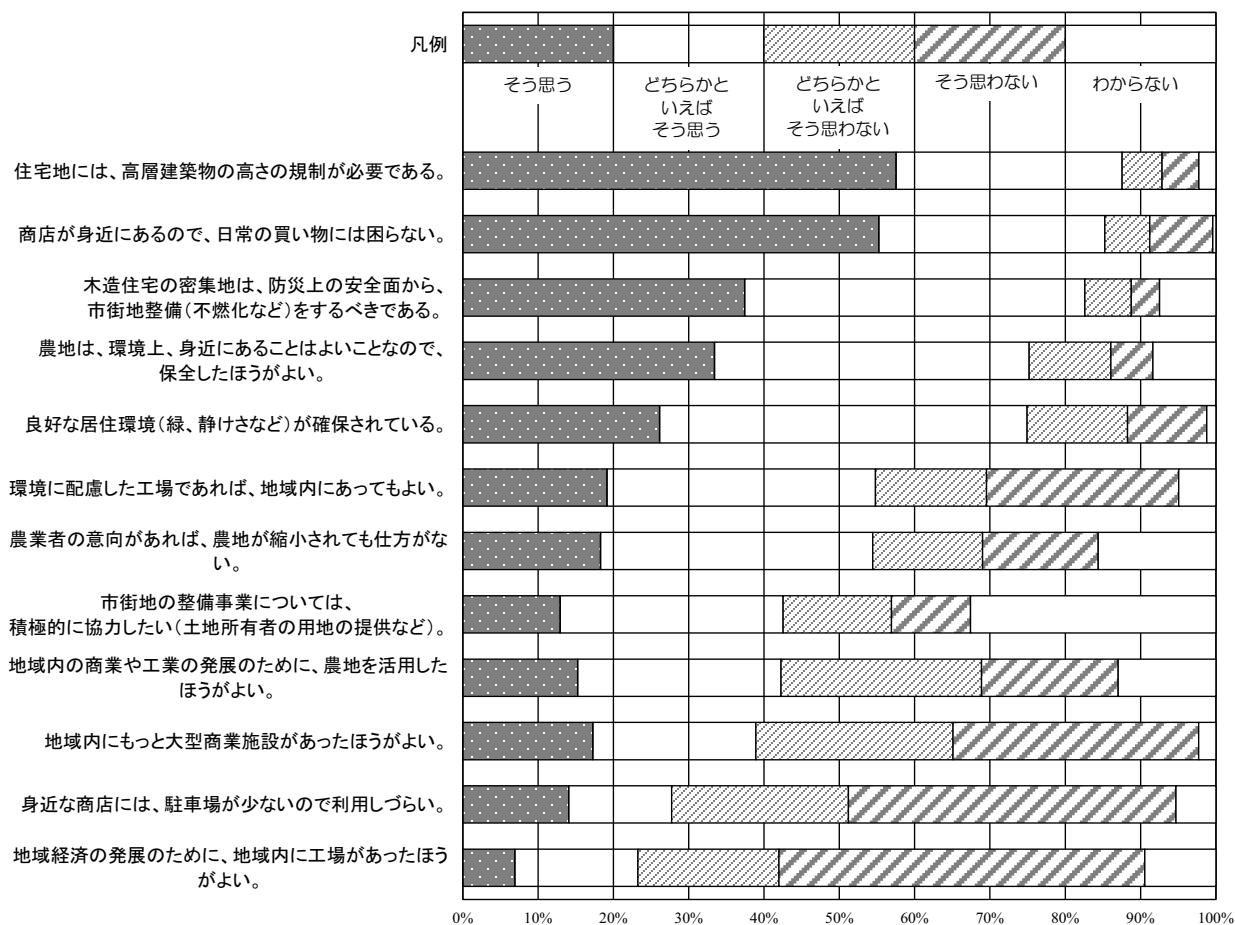
■ 居住地



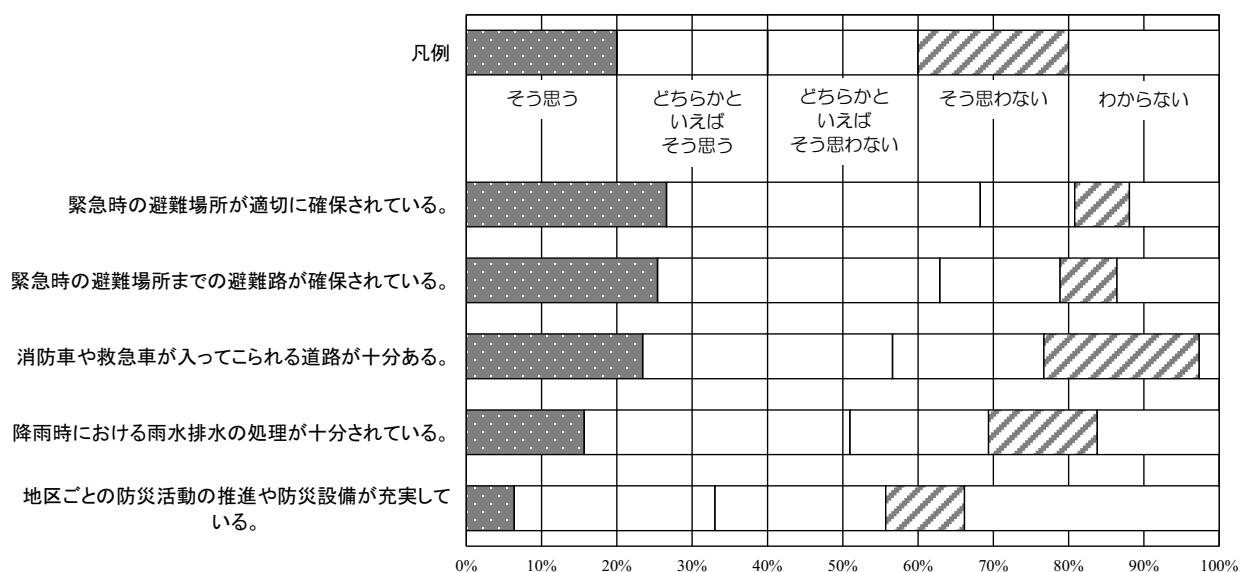
## 2) 市全体の傾向

問 3. あなたのお住まいの周辺についてのご意見をうかがいます。

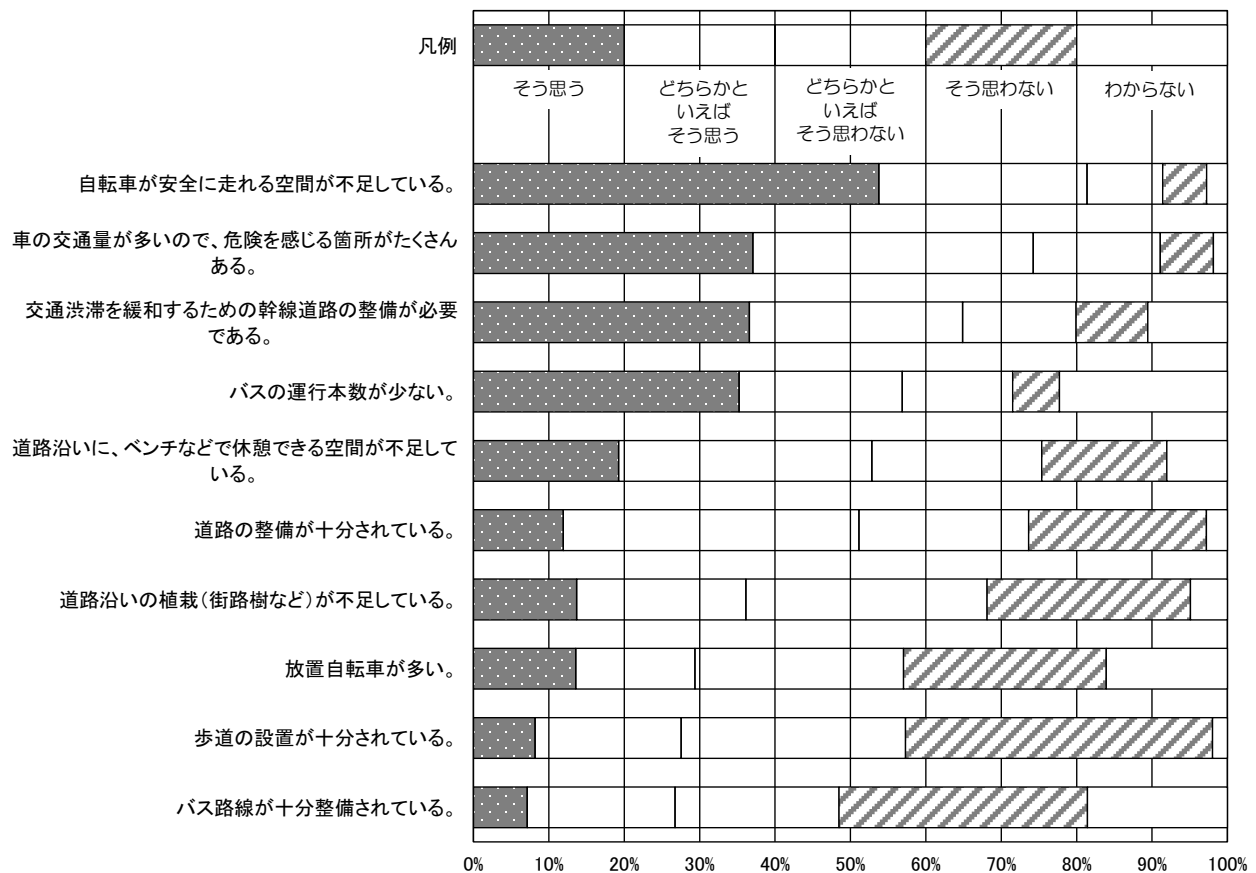
問 3-1. 土地利用について



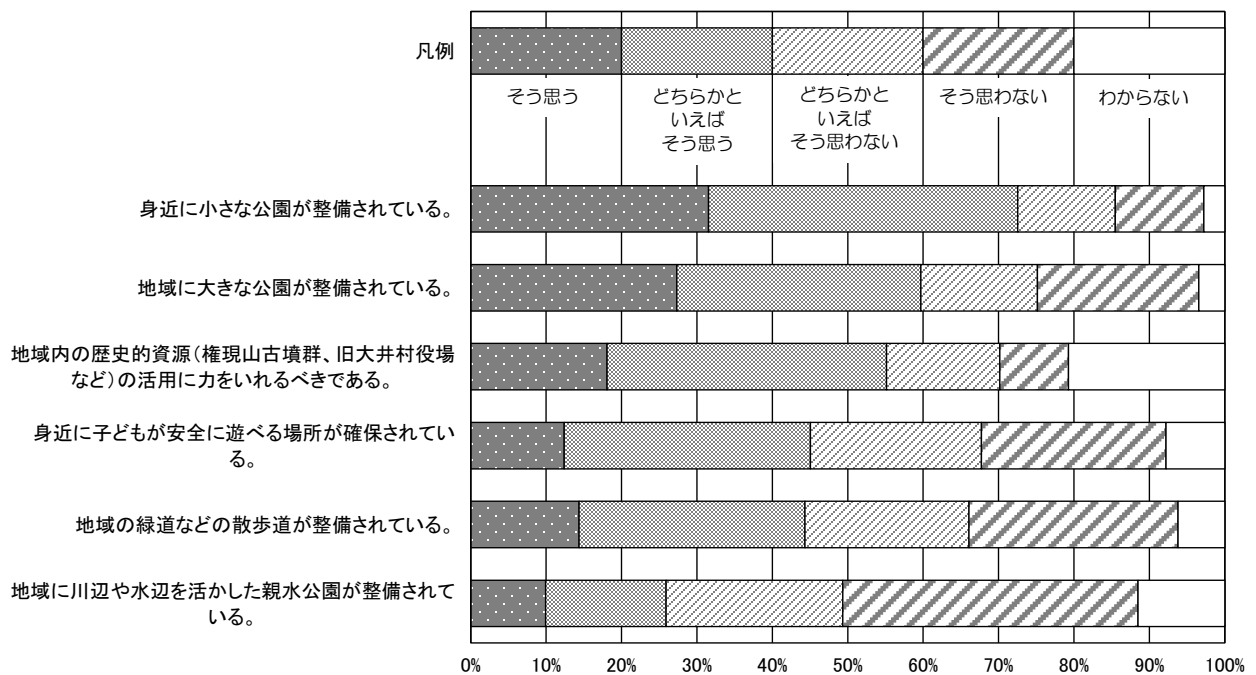
問 3-2. 防災について



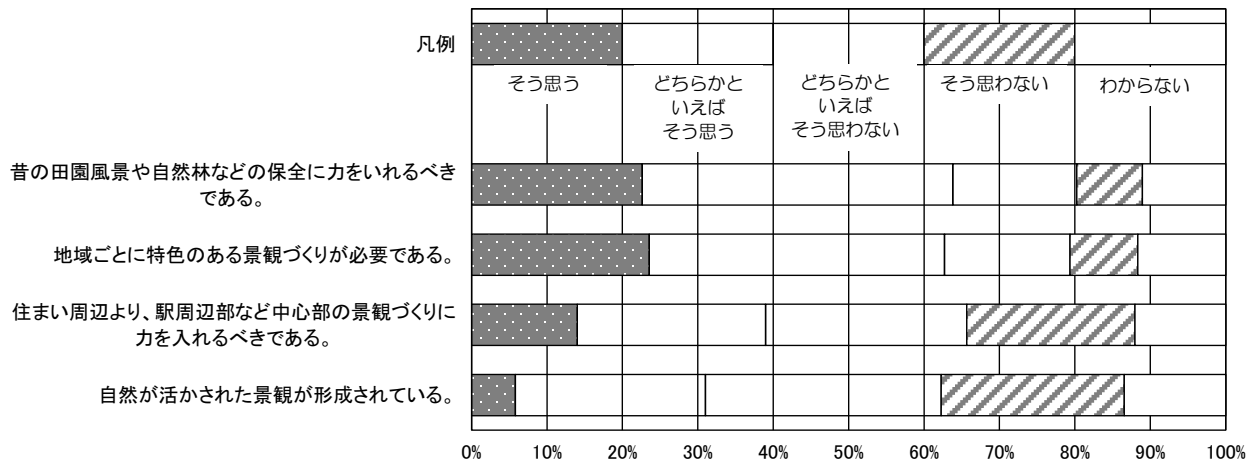
### 問 3-3. 道路交通について



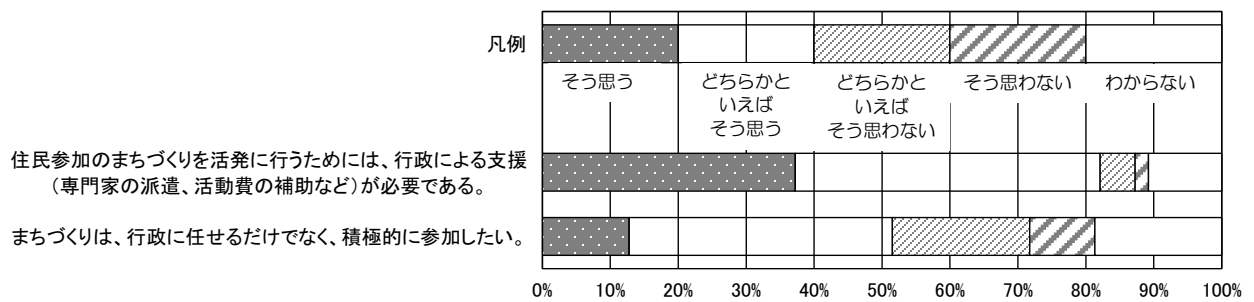
### 問 3-4. 自然・歴史について



### 問 3-5. 景観形成について



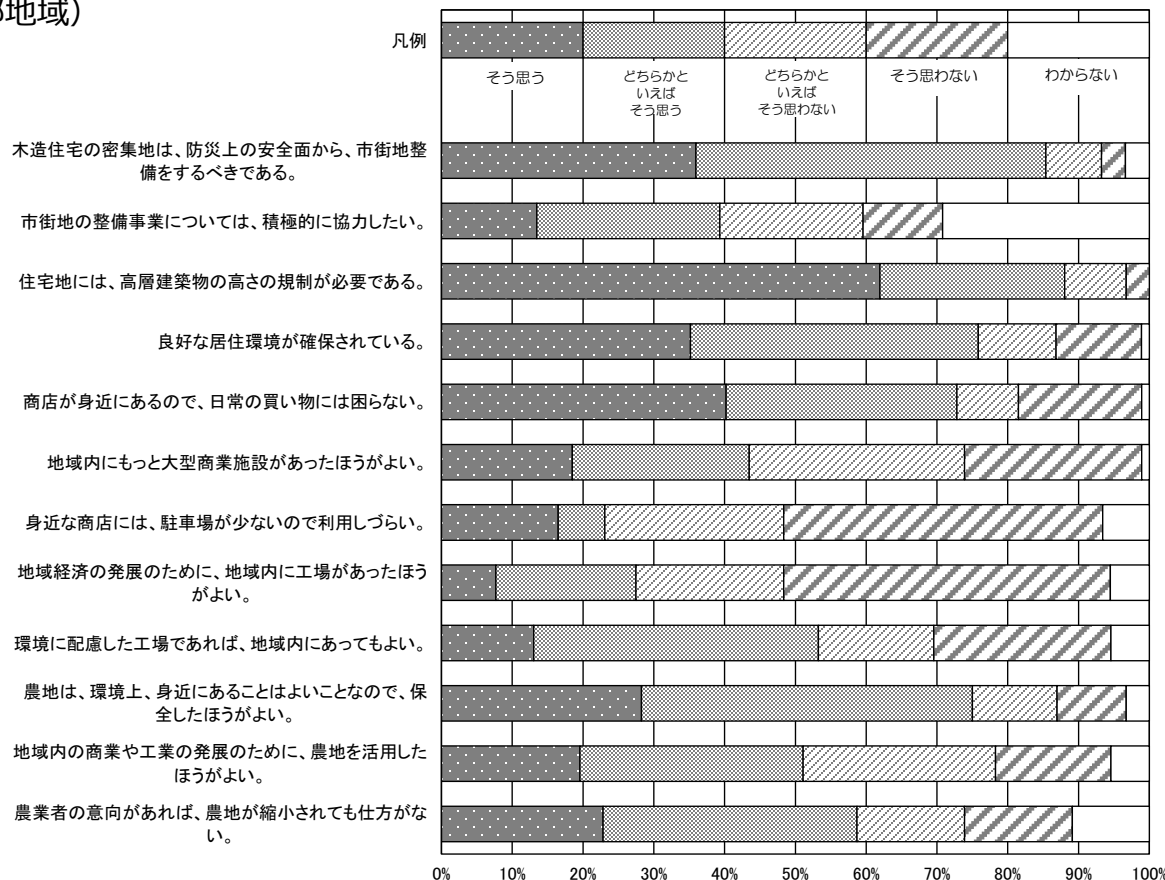
### 問 3-6. まちづくりへの住民参加について



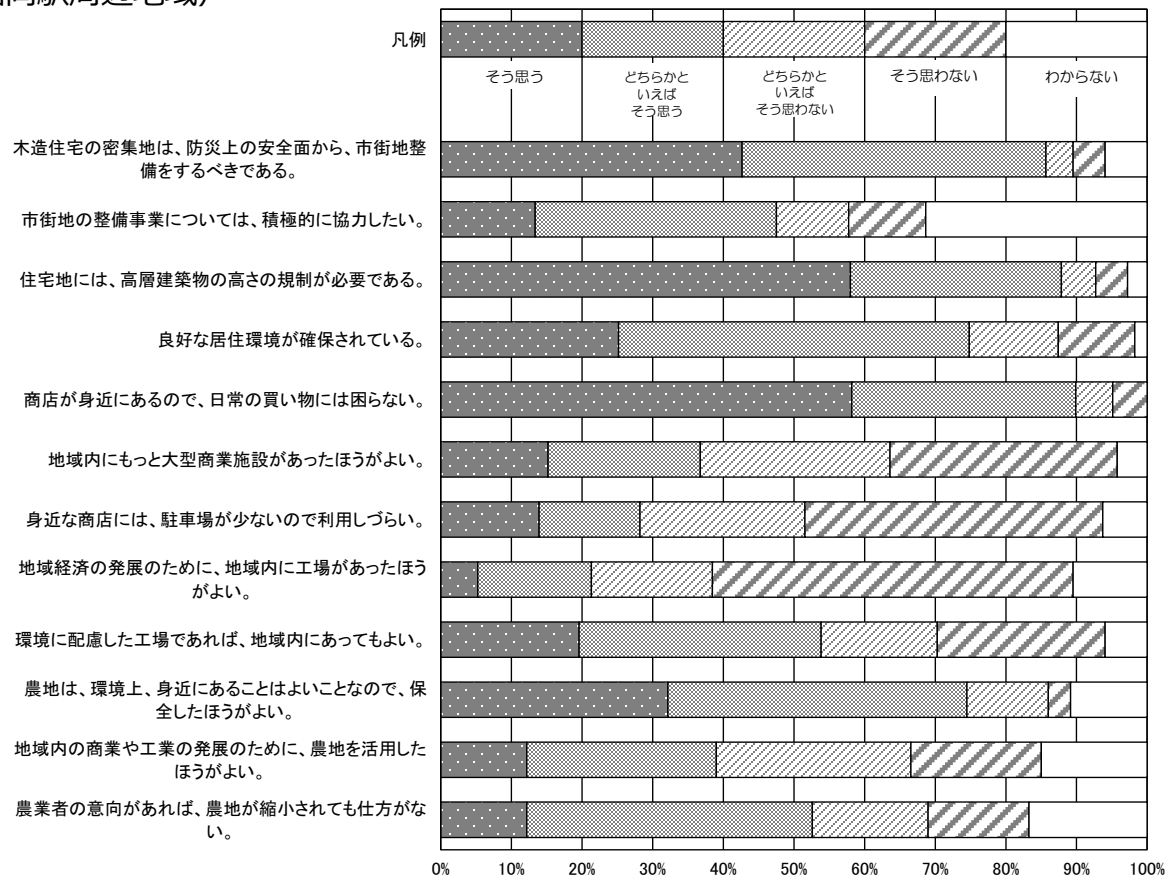
### 3) 地域別の傾向

#### ■土地利用について

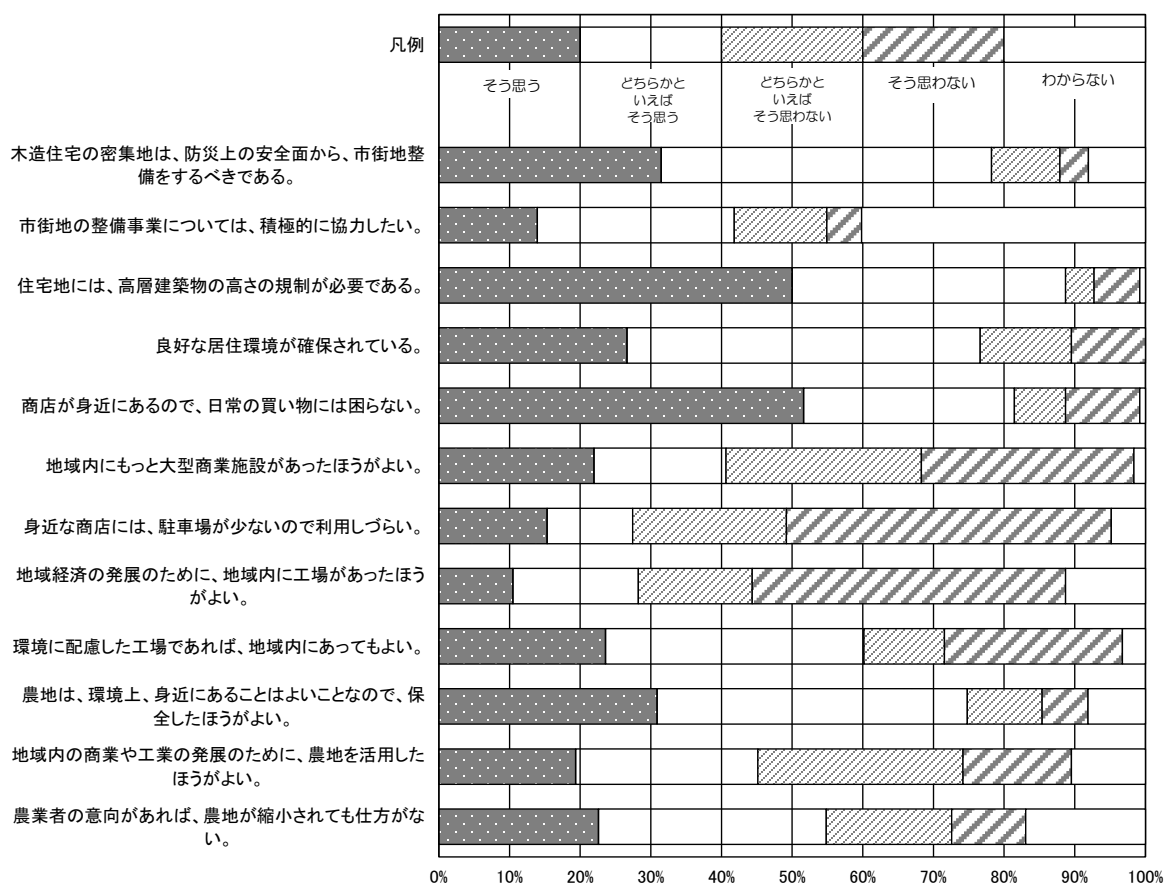
##### (東部地域)



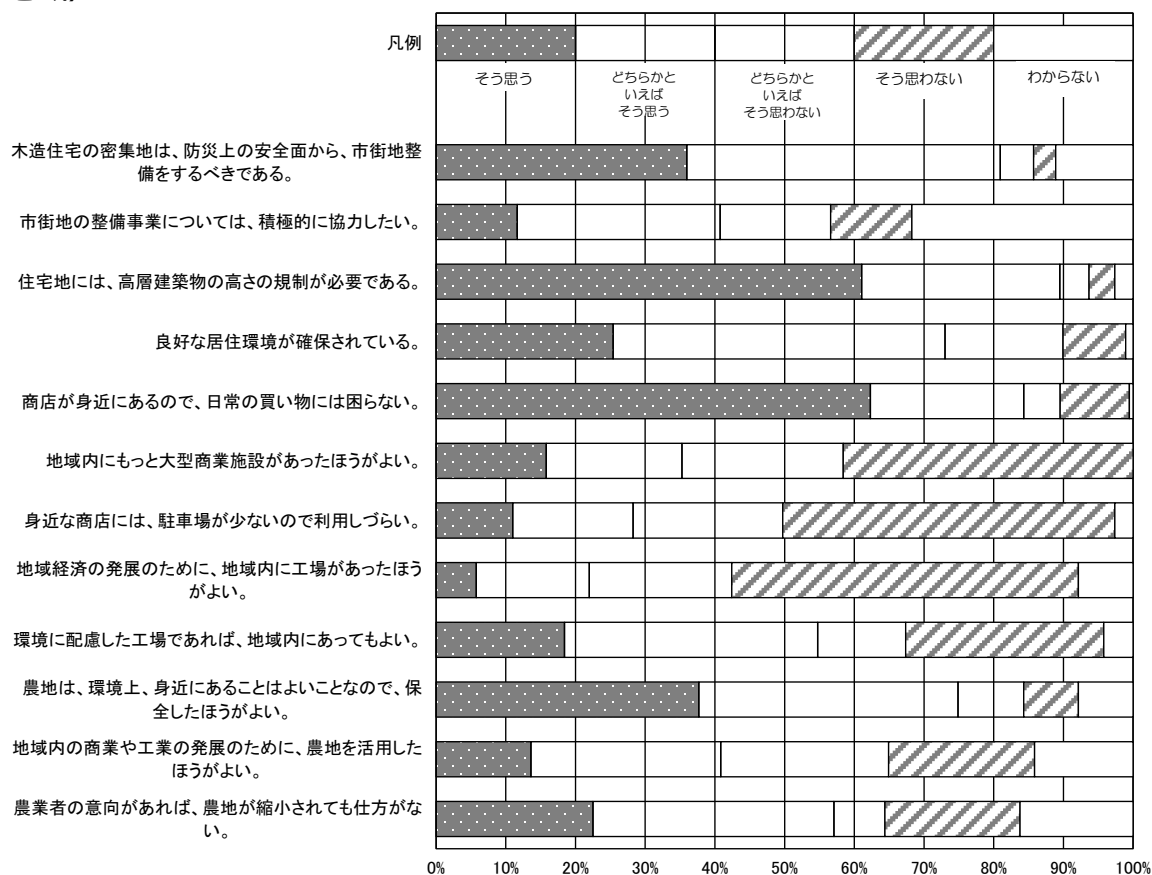
##### (上福岡駅周辺地域)



## (ふじみ野駅周辺地域)

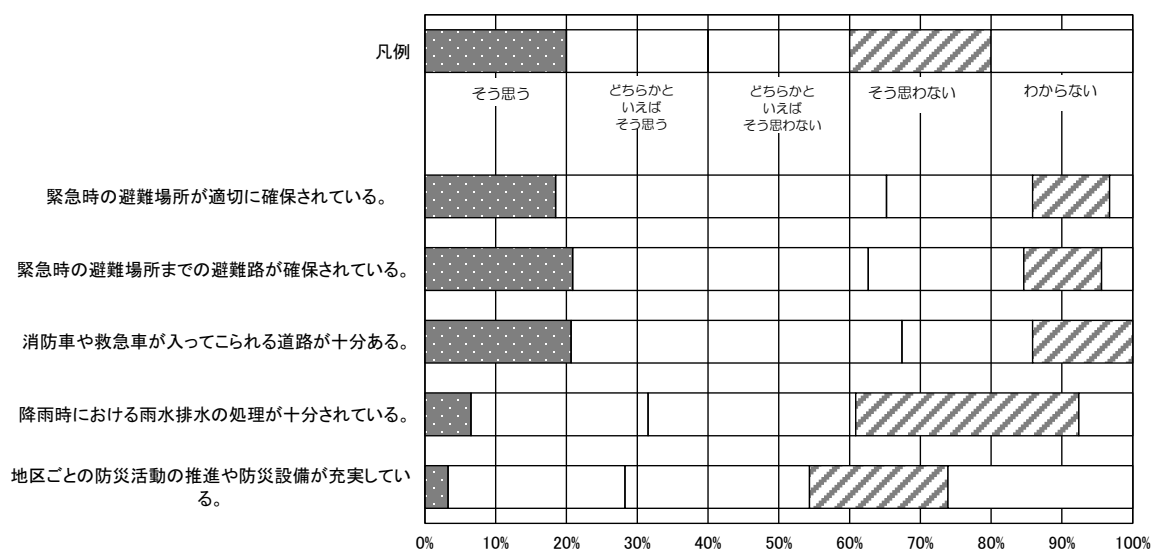


## (西部地域)

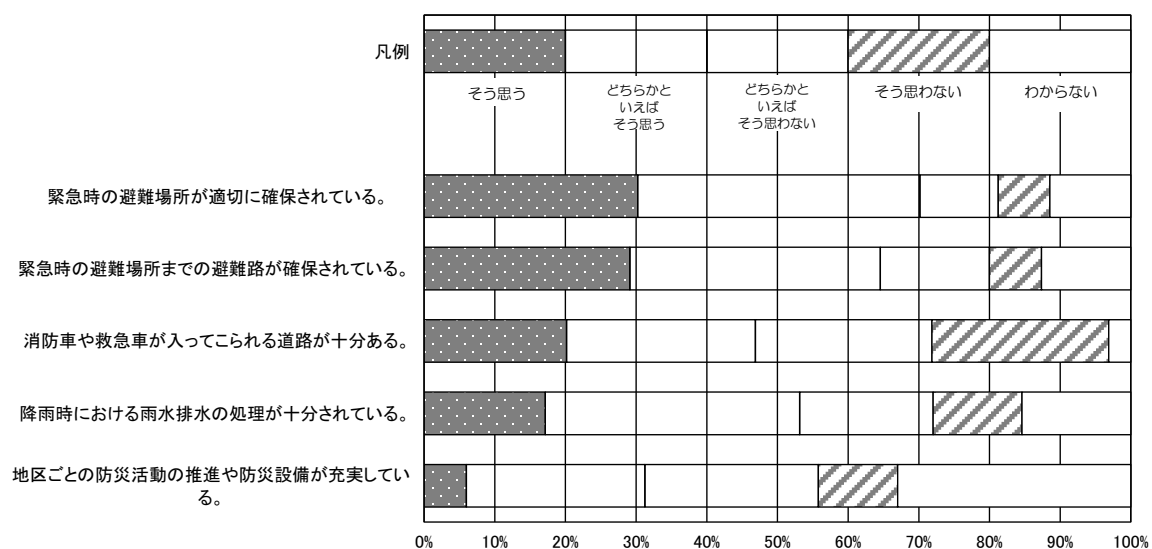


## ■ 防災について

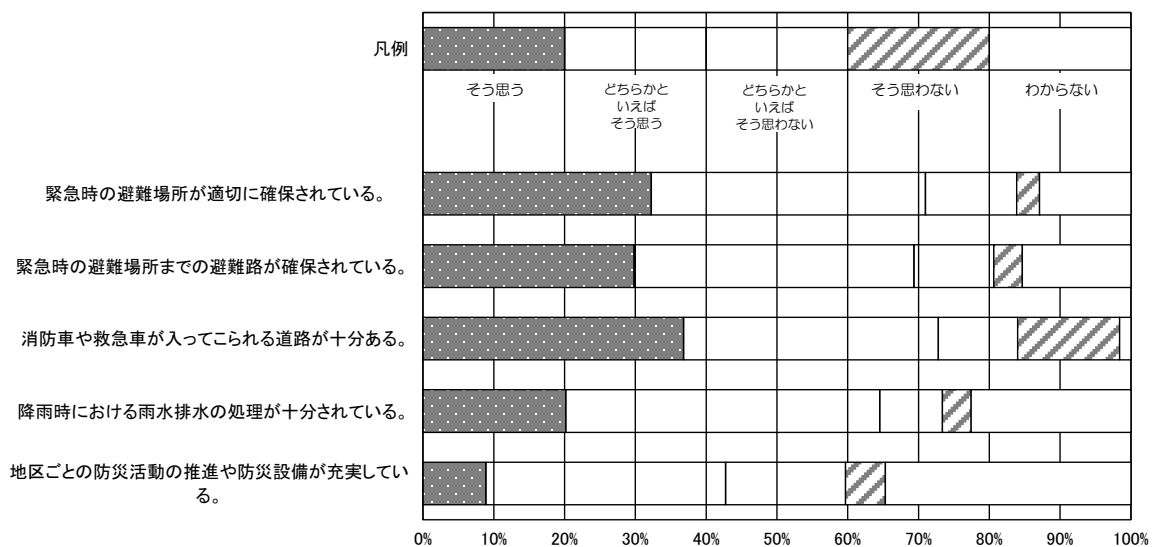
### (東部地域)



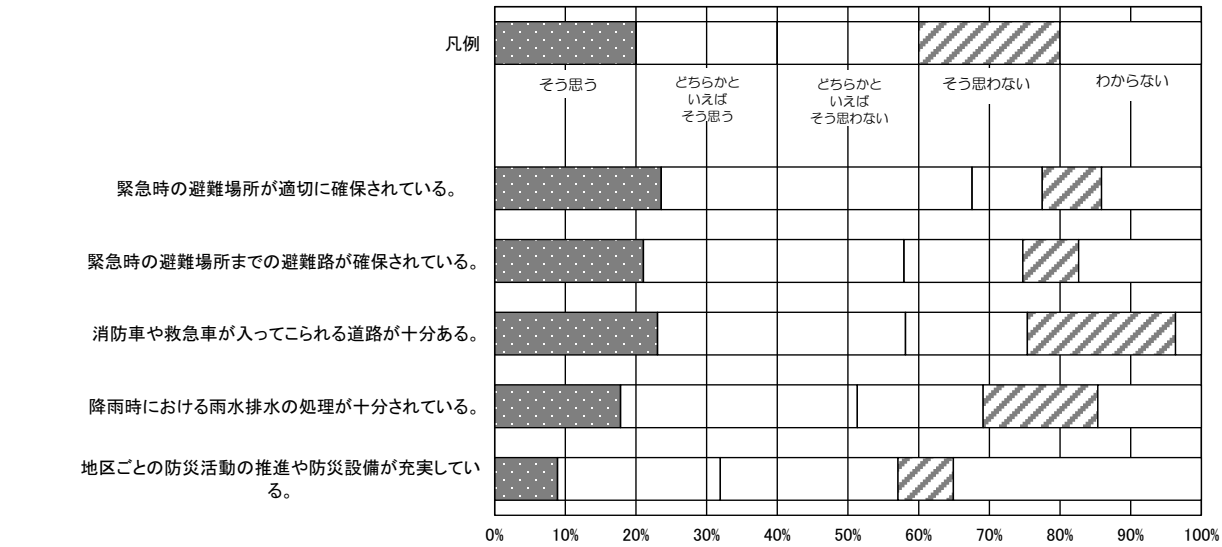
### (上福岡駅周辺地域)



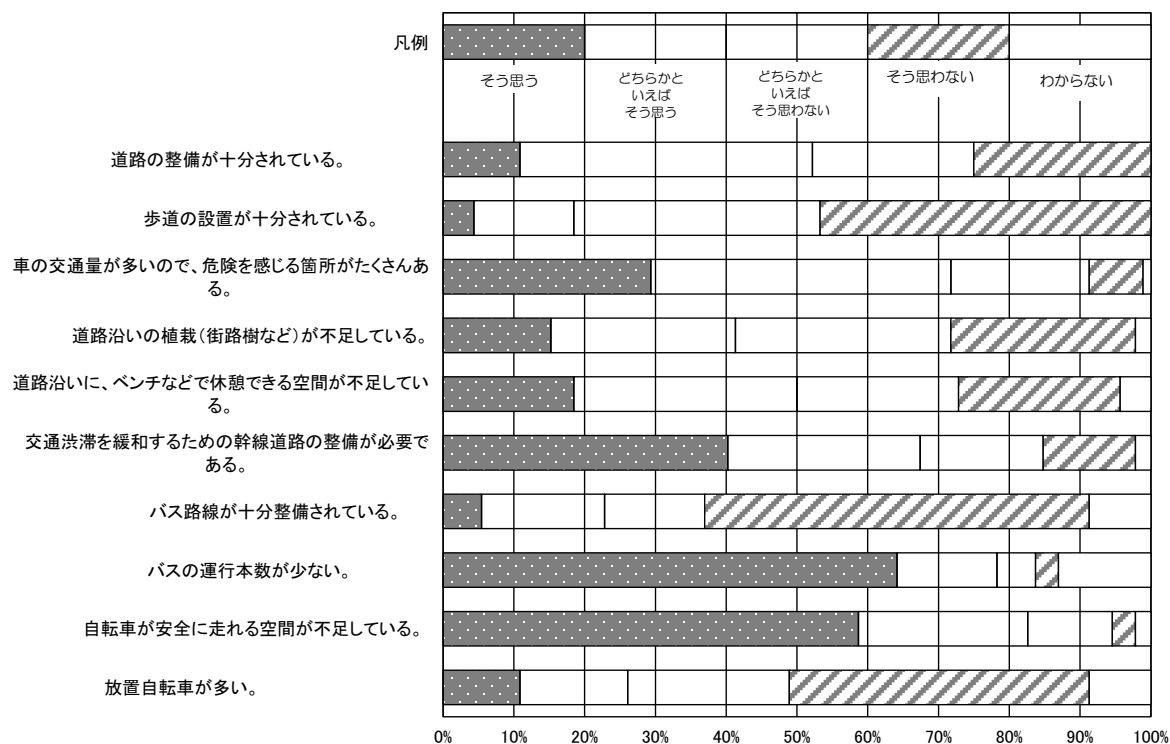
### (ふじみ野駅周辺地域)



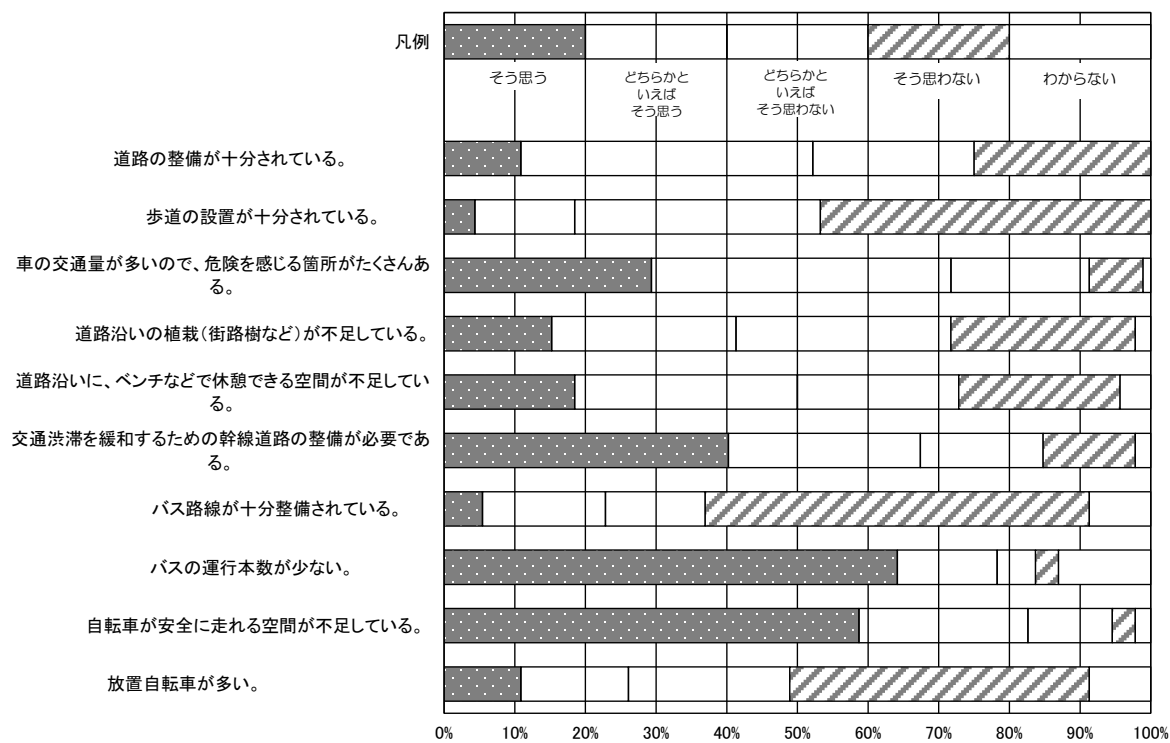
(西部地域)



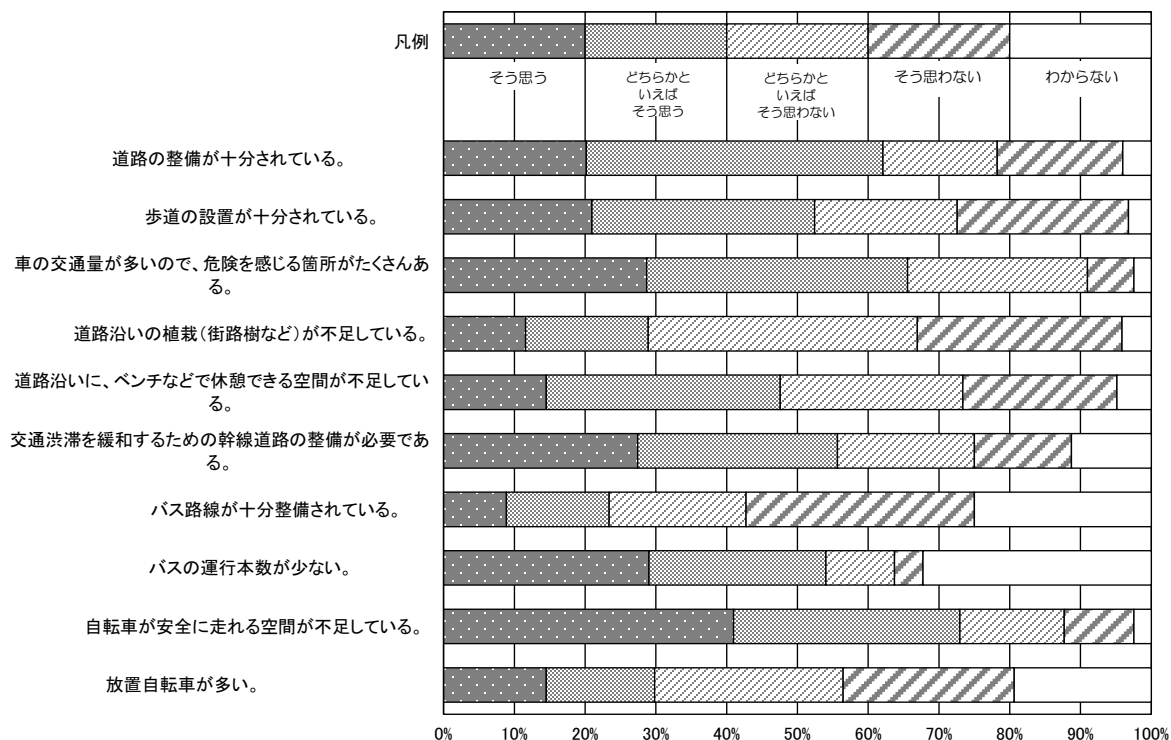
## ■ 道路交通について (東部地域)



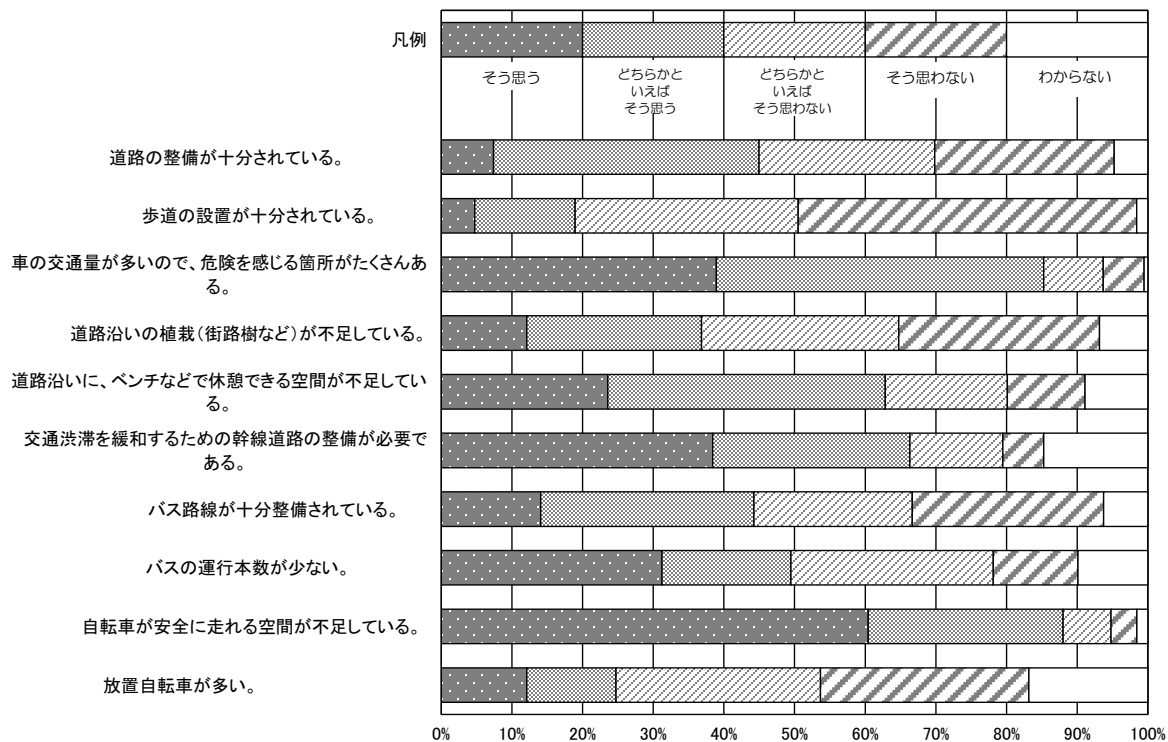
## (上福岡駅周辺地域)



## (ふじみ野駅周辺地域)



## (西部地域)



### (3)「ふじみ野市都市計画マスタープラン」の策定にかかる 市民懇談会提言書

令和元年10月

ふじみ野市長 高畑 博 様

「ふじみ野市都市計画マスタープラン」の  
策定にかかる市民懇談会 参加者一同

#### 市民懇談会提言書の提出について

この度、「ふじみ野市都市計画マスタープランの策定にかかる市民懇談会」の参加者一同により、提言書を取りまとめました。

この市民懇談会は、令和2年度を初年度とする「ふじみ野市都市計画マスタープラン」を策定するにあたり設置されたもので、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に掲げられた将来像「人がつながる豊かで住み続けたいまちふじみ野」の実現のためのふじみ野市全域、及び居住地における、今後のまちづくりのあり方について、平成30年10月から令和元年10月までの約1年間に、6回の会議を行ってまいりました。

会議では、居住地別の4班に分かれ、各班ごとでの議論に加え、各班の意見の発表会などで、意見の相互共有をはかりながら、検討を進め、下記に示す提言をまとめました。

この提言が、「ふじみ野市都市計画マスタープラン」策定の一助となり、ふじみ野市のより良いまちづくりにつながる事を期待して、提言書を提出させていただきます。

#### 提言

#### 1. ふじみ野市全域における今後のまちづくりのあり方について

##### (1) まちの個性として活かすこと

##### ①まちのロケーションや土地利用

都心へも郊外レクリエーションにも1時間以内という市のロケーションをPRし、子育て世代等の誘致や市民の定住促進につなげる。

市内に残る開発余地を活用し、住みたくなる、魅力ある住宅供給につなげる。また、未利用地・遊休地については、新たな住宅用地や災害時における避難場所等としての活用を検討するとともに、農地としての有効活用も検討する。

## ②公園・広場、自然資源・歴史資源

上福岡駅西口広場等、市街地内に公園・広場が多いことを活かし、イベント会場として活用するなど、賑わいある市街地形成につなげる。

市内に残る歴史的・自然的資源を活かし、観光マップの作成やツアーを企画・実施するなどにより、まちの個性と魅力の向上につなげる。また、資源の魅力を保つために、樹木管理指定制度を継続させる。

## ③住まい環境

市内に商業施設が多いことを活かし、生活利便性の高いまちであることをPRする。特に商店や飲食店が集まる上福岡駅前の商店街では、ポイントカード等の取組みなどで、集客力を高める。

ここに行けば、何でもそろうという場を市内各所につくり、生活利便性の高い、ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進める。

## ④防災

自然災害に比較的強いを活かし、安全・安心なまちであることをPRする。

# (2) 魅力を高めるために改善すべきこと

## ①土地利用

空き家を抑制するために、一代限りでなく二代以降も定住できる、住だけでなく働く場のあるまちに転換させる。また、既存の空き家については、その有効活用を検討する。

富士見市等との入り組んだ行政界が制約とならないよう、周辺自治体との連携を強化する。

## ②道路・交通

東武東上線の踏切付近の渋滞を緩和するために、他の幹線道路への迂回を促すとともに、道路の拡幅や立体交差化を検討する。また、三芳スマート IC 周辺の道路整備を進める。

街路樹の適切な管理と管理しやすい樹種を選定する。

市内循環ワゴン「ふじみん号」の利便性を高めるために、その増便を検討するとともに、ルートやバス停位置の改善に努める。

## ③公園・緑地

歴史的資源が活かされていないことから、観光資源や市の魅力を高める資源等としてPRするとともに、資源の魅力を市民が学習する。

子どもが遊べる場が少ないことから、遊具のある公園をつくるとともに、公共施設等の建替えの際に、子どもが遊べる場を付加する。

## ④防災・防犯

防災対策として、避難路や避難所の看板等を設置する。また、防災設備（消火器、消防用ホース等）のメンテナンスを行うとともに、密集市街地等への防火設備の設

置を推進する。

防犯対策として、上福岡駅西口広場等を「まちの顔」として、綺麗にし活用することで、治安の向上に努める。

## 2. 市内4地域の住みやすい地域づくりのあり方

### (1) 東部地域

#### ①地域づくりのテーマ

「東部地域

郷土愛あふれる、豊かなコミュニティの中で住み続けられるまち」

#### ②地域づくりのための取組み

(行政が行うこと)

郷土愛を育むために、地域の特性である「水辺環境（ほたるなど）」を活かす行事を行う。

豊かなコミュニティを形成するために、きめ細かな建築制限等を行い、ふるさと景観に統一感をもたせる。

いつまでも住み続けられるように、未整備の幹線道路の整備を進める。

(市民や事業者が行うこと)

郷土愛を育むために、「水辺環境（ほたるなど）」を活かす行事に協力する。また水辺において触れ合う機会をつくる。

豊かなコミュニティを継承するために、子ども世代などに引き継ぐ取組みを進める。

いつまでも安心して住み続けられるように、災害時に助け合える地域連携の仕組みをつくる。

### (2) 上福岡駅周辺地域

#### ①地域づくりのテーマ

「上福岡駅周辺地域

駅から富士山が見える、3世代が憩い住み続ける国際的ベースキャンプ」

#### ②地域づくりのための取組み

(行政が行うこと)

駅から見える富士山を活かすために、富士山のビューポイントの設置や、眺望の障害となる看板や広告の規制等を行うとともに、その眺望をPRする。

3世代が憩えるように、福岡中央公園、西中央公園、上福岡駅西口広場等の利活用を推進するとともに、公園での遊び方のルールづくりを行う。

3世代が住み続けられるように、踏切の立体交差化の推進や、道路拡幅に努める。

国際的な都市づくりのために、AI技術等を活用した地域づくりを進める。

(市民や事業者が行うこと)

駅から見える富士山を活かすために、その眺望をPRする。

3世代が憩えるように、公園・広場での子ども向けのイベントや、大学サークルのコンサート等のイベントを開催する。また、遊び・鳥や草木について教える等の世代間交流を行う。

3世代が住み続けられるベースキャンプとなるために、利便性のPRをするとともに、居住地の公共施設等の美化活動を行う。

国際的な都市づくりのために、外国籍の市民向けの日本語教室等の充実に努める。

### (3) ふじみ野駅周辺地域

#### ①地域づくりのテーマ

「ふじみ野駅周辺地域

近隣市と連携し、時代の変化と各世代に対応した、住み続けたいまち」

#### ②地域づくりのための取組み

(行政が行うこと)

近隣市と連携しながら、土地利用誘導や道路整備等の基盤整備を行う。

時代の変化や各世代のニーズに対応するために、駅周辺の交通安全・防犯対策や送迎バスの利用方法の検討、防犯カメラの設置、時代に合った街路樹の樹種選定等を進める。

(市民や事業者が行うこと)

時代の変化や各世代のニーズに対応するために、まちづくりに対する周辺住民の理解を得ながら、それぞれの生活プランに適した土地利用の誘導を進める。また、町会・自治会を含めた地域活動への参加・協力を促進する。

### (4) 西部地域

#### ①地域づくりのテーマ

「西部地域

百年住んでも、ずっと安心して住み続けられるまち」

#### ②地域づくりのための取組み

(行政が行うこと)

ずっと安心して住み続けられるように、市街化区域と調整区域のバランスの取れた地域をつくる。また、骨格的な幹線道路の整備や歩道の整備に努めるとともに、緑・森を活かし、高齢者や住民が憩える公園の整備をすすめる。

(市民や事業者が行うこと)

ずっと安心して住み続けられるように、緑を基調とした土地利用を保全するとともに、大井地域の歴史的資源の活用を進める。

新旧住民の情報共有に努めるとともに、地域の防災・防犯対策での協力や、自治会等への加入を促進する。

## 4. 用語解説

### あ行

|              |                                                                                                                                                                                    |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空家等対策計画      | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村の空家等対策に関して全体像を示す計画。ふじみ野市では、平成 30 年 3 月に策定した。                                                                                                              |
| アクセス         | 接近、接続すること。また、交通の便。                                                                                                                                                                 |
| アダプト制度       | 地域住民や市民団体、学校、企業などが、自分の住んだり働いたりしている、地域の道路の一定区間や公園などの「里親」となって「養子」である道路や公園などの清掃を行うボランティア活動。<br>管理者である自治体は、清掃用具や保険などの負担をする。<br>埼玉県では、地域住民などのボランティアで道路の清掃美化活動を行う「彩の国ロードサポート制度」がこれに該当する。 |
| オープンスペース     | 公園・広場・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。                                                                                                                                                   |
| お出かけサポートタクシー | 事前に利用者登録した高齢者や障がい者、子育て世代の方などを対象に、タクシー運賃の半額を助成する制度。                                                                                                                                 |
| 温室効果ガス       | 地表から放射された赤外線を吸収する性質のある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等の総称。                                                                                                                                  |

### か行

|                |                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 回漕問屋           | 明治時代まで貨物などの輸送は主に船によって行われていた。これに使われる船を回船というが、回船と荷送りする人との間で取次ぎを行う商人や店のこと。                      |
| 開発行為等指導要綱      | 市内の無秩序な開発行為等を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るとともに、事業者に対して理解と協力を要請することで、公共・公益施設の整備を進めるために必要な措置を定めたもの。 |
| 回遊性            | 行き止まりで、また同じコースを戻るような形でなく、ぐるぐると気ままに回れるようにすること。                                                |
| 火工廠            | 陸軍造兵廠において、弾薬や火薬・爆薬などを製造していた化学工場。                                                             |
| 河川・下水道の一体的整備計画 | 台風の大型化やゲリラ豪雨による浸水被害の早期軽減を図るため、埼玉県と県内市町村により、その対策を定めた計画。ふじみ野市では、平成 27 年 1 月に策定した。              |
| 環境基本計画         | 環境基本法に基づき、地方自治体が環境に関する施策の方向を明らかにしたもの。ふじみ野市では、平成 30 年 3 月に策定した。                               |
| 既存宅地           | ここで使われている意味は、すでに宅地化されて建築物が建っている土地を指す。なお、都市計画法における既存宅地制度は、平成 13 年 5 月の改正で廃止されている。             |

|                  |                                                                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協働               | 市民、企業、行政など地域に関する全ての主体が、お互いの立場や役割を超えて一緒に快適なまちづくりを目指して活動すること。                                              |
| 共同化              | 独立した土地にそれぞれ建っている建築物を、複数の土地所有者が共同して敷地を跨ぐ形で 1 つの建築物に建て替えること。                                               |
| 下水道事業経営戦略        | 下水道事業に関し、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うために定める計画。ふじみ野市では、平成 30 年 3 月に策定した。                       |
| 公共施設等総合管理計画      | 市が所有するすべての公共施設等を対象に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。ふじみ野市では、平成 29 年 3 月に策定した。                                |
| 交通結節点機能          | 鉄道の乗り継ぎ駅や、自動車からその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、または駅前広場のように交通動線が集中する働きを持つこと。                                      |
| 交通結節点            | 鉄道の乗り継ぎ駅や、自動車からその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、または駅前広場のように交通動線が集中する箇所。                                           |
| 国土のグランドデザイン 2050 | 急速に進む人口減少や巨大災害の切迫等、国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050 年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示すもので、平成 26 年 7 月に策定された。             |
| 古式古墳             | 日本で 3 世紀後半から 4 世紀頃まで造られた墳墓で、被葬者は、副葬品とともに粘土槨や木棺直葬で葬られ、土で覆って高塚を築いたもの。                                      |
| コミュニティ           | 生活の場において、市民として自主性と責任を自覚した個人及び家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団であり、地域社会、地域共同体、近隣社会などと訳される。 |
| 権現山古墳群           | 埼玉県指定史跡で、古墳時代初期に造られた前方後方墳・方墳など多くの初期古墳が残されている。                                                            |

## さ行

|           |                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 細街路       | 道路幅が 4m 未満の狭い道路。                                                           |
| 再生可能エネルギー | 太陽光、風力、水力、バイオガスなど資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。   |
| 市街化区域     | 都市計画法に基づく都市計画区域内において、すでに市街化している区域および、おおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。         |
| 市街化調整区域   | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設は定めないとされている。 |

|             |                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市街地再開発事業    | 都市再開発法に基づき、街区を立体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物にて建て替え、併せて公園緑地、広場、街路などの公共施設を確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させる。 |
| 持続可能な都市づくり  | これからのまちづくりにおいては、都市ストックが整った市街地内の利便性を高めるとともに、時代のニーズに応じた機能更新や空間の質向上を図ることで、人口動向等に対応したまちづくりを進めようとする考え。                                                                       |
| 自転車ネットワーク計画 | 市民の生活を支えるとともに、安全・安心かつ利便性の高い自転車通行空間を構築するためのネットワーク構築の方針を示す計画。ふじみ野市では、平成 31 年 2 月に策定した。                                                                                    |
| 舟運          | 江戸時代から昭和初期まで、川越と江戸・東京を新河岸川を通る船で結び、物資や人を輸送した。                                                                                                                            |
| 循環型社会       | 大量生産・大量消費・大量破壊という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システム。いいかえれば、資源の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にする社会。                                         |
| 上位計画        | ふじみ野市都市計画マスタープランから見た場合は、「埼玉県長期ビジョン」「富士見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」など、即して策定しなければならない諸計画のこと。                                                        |
| 生涯学習        | 自己の啓発や充実、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって行う学習活動。                                                                                             |
| 水道事業ビジョン    | 長期的な視点に立ち、より安全で安定的においしい水を安心して供給するために、水道事業の将来像と基本方針を定めた計画。ふじみ野市では、平成 30 年 4 月に策定した。                                                                                      |
| 生活道路        | 一般的に、幹線道路網が整備されたその内部で、住民が幹線道路や鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際利用する、日常生活に密接な関わりを持つ市町村道レベルの道路。                                                                                         |
| 生産緑地        | 土地利用区分の一種。その内容は、水田、畑、果樹園、牧草地、林業地、養魚池、などの農業・林業・養魚業に係る土地を指している。生産活動に適正に管理・利用されている土地。                                                                                      |
| ゾーン 30      | 生活道路における交通安全対策の一つで、特に通学路における児童の安全確保などを目的とし、ゾーン内は、自動車の最高速度を時速 30 キロメートルに制限する交通規制。                                                                                        |

た行

|                     |                                                                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域コミュニティ            | 地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭り、等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいは、そのような住民の集団を指す。                      |
| 地域防災計画              | 災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めるもので、ふじみ野市では、平成 27 年 3 月に見直しが行われた。                                            |
| 地下浸透施設              | 雨水を一時的に地下に浸透させるため、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止するとともに地下水の涵養にも効果がある。                                                   |
| 地区計画                | 建築物の建築形態、公共施設等の配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・保全するための計画。                                                |
| 中心市街地               | 都市における地域の中心となる中央業務地区で、人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域をいう。                                                                        |
| 貯留施設                | 雨水を一時的に貯めて河川の氾濫等を防止するための施設で、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建築の地下に貯留するタイプがある。                                                      |
| 電線類地中化              | 電柱を渡っている電力線・通信線などを、歩道の地下に占用のスペースをつくり、地中に埋設すること。                                                                          |
| 東武東上線改善対策協議会        | 東武東上線に対する要望を広域で行うための、県内沿線 7 市 1 町（和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、三芳町、ふじみ野市、川越市）で構成する協議会。                                           |
| 都市機能                | 都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組み、働きのこと。都市機能は商業、工業、金融、交通、政治、軍事、文化、教育、厚生等に分かれる。                                                     |
| 都市基盤                | 暮らしや産業など都市の様々な活動の基盤となる道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の根幹公共施設のこと。                                                              |
| 都市計画区域              | 市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、これが指定された場合、都市計画法その他の関係法令の適用を受けることとなる。 |
| 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 | 都市計画区域ごとに市街化区域と市街化調整区域について、都市の発展の動向、人口や産業の動向などを勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全を図るために、市街地の開発および再開発の方針、交通体系の整備の方針などを定めたもので、都道府県が定める。  |
| 都市計画決定              | 市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市施設、市街地開発事業などの都市計画を一定の手続により決定することをいい、都市計画決定がされると、当該都市計画が定められた土地の区域に係する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。         |

|             |                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画道路      | 都市計画法に基づき、都市計画決定された都市施設の1つ。道路名称に付される番号は、区分（自動車専用道路、幹線道路、区画街路等の種別によって分けられる）・規模（幅員によって分けられる）・一連番号（区分ごとに番号が振られる）を表している。 |
| 都市計画マスタープラン | 正式名称は都市計画基本方針といい、都市計画法第18条の2で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、定めることとされている法定計画である。なお、市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければならないとされている。 |
| 都市公園        | 都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したもの。                                                                  |
| 都市交通マスタープラン | 市の交通体系に関する各取組の具体化や事業の実施を行うための指針。ふじみ野市では、平成29年3月に策定した。                                                                |
| 都市施設        | 道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。                                                                   |
| 都市緑地        | 都市にある樹林地・草地・水辺などの緑地の総称。                                                                                              |
| 土地区画整理事業    | 土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図ることを目的に行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。                            |
| 土地利用        | ある地区の土地を、様々な用途及び形態に使い分けること。都市計画法においては、用途地域をはじめとした20種類の地域地区が、都市計画区域内の土地利用の区分にあたる。                                     |

#### な行

|        |                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| ネットワーク | 複数の物体を繋ぎ合わせて、網の目状に連携させたもの。                                               |
| 農業振興地域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後おおむね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき区域として、県が市町村と協議して指定する地域。 |
| 農地の流動化 | 農地の経営規模拡大を望む農家と労力不足等による経営縮小を望む農家を農用地利用権設定等促進事業によって賃貸や売買を行うこと。            |

#### は行

|            |                                                                                                                                                                                                 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| パブリック・コメント | 行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民等から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的として、平成17年6月の行政手続法の改正により新設された。ふじみ野市では、市の政策形成の過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的として、平成20年1月に手続実施要綱を定めた。 |
| バリアフリー     | 障がい者や高齢者が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去った生活空間のありかた。また、物理的な障壁ばかりでなく、社会参加する上で、精神的にも障壁がないことも意図する。                                                                                                           |

|                             |                                                                                                                            |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ヒートアイランド                    | 都市の中で発生する人工熱や大気汚染、建築物などの影響で、都市部が周辺部より高い温度になっている現象。等温線を結ぶと島状になるのでこう呼ぶ。                                                      |
| ビジョン                        | 将来の構想。展望。                                                                                                                  |
| 福岡河岸                        | 江戸中期に養老橋のあたりの右岸に開かれ、江戸屋・吉野屋・福田屋の３軒の船問屋ができた。左岸の古市場河岸とともに大正初期ごろまで繁盛した。また、船問屋を中心に足袋屋・荒物屋・小料理屋・材木屋なども軒を連ね、一つの街並みをつくり賑わいをみせていた。 |
| ふじみ野市自治基本条例                 | 市民の権利及び責務並びに市議会、市議会議員、市長等及び市の職員の責務を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めた条例。平成 26 年 6 月に制定された。                                          |
| ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 | ふじみ野市の行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める最上位の計画で、基本構想、基本計画、実施計画から構成される。                                                            |
| 不燃化                         | 建物を燃えにくくすること。一般には耐火建築物にすること。耐火建築物は、構造部材が燃えにくい鉄筋コンクリート造・鉄骨造・ブロック造などでつくられた建築物。                                               |
| ふるさとの緑の景観地                  | ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、ふるさとを象徴する埼玉らしさを感じさせる樹木を中心とした、すぐれた風景を形成している地域に対して、市町村と協議の上、指定された保全地域。                                  |
| 防火地域・準防火地域                  | 市街地における火災の危険を防ぐために都市計画で指定する地域。防火地域は、主として商業地など建築物の密集した火災危険率の高い市街地について指定され、準防火地域は、防火地域の周囲など準ずる地域について指定される。                   |
| 包括連携協定                      | 大学・企業等と市がそれぞれの資源や特色を活かしながら、多岐にわたる分野において市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的に締結する協定。                                                    |
| ポテンシャル                      | 潜在的な力。可能性としての力。                                                                                                            |

## ま行

|              |                                                                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まち・ひと・しごと創生法 | 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、平成 28 年 4 月に施行された法律。 |
| マテリアルリサイクル   | 使用済みの製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料若しくは原料として使うことを指す。                                                                 |
| 密集市街地        | 木造建築物が密集し、かつ、十分な公共施設がないなど土地利用の状況から延焼防止及び避難機能が確保されていない市街地。                                                                        |

|        |                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑の基本計画 | 都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図るための計画。緑地に関する規制、誘導、整備などの諸施策を推進するための指針、緑地の確保目標水準、緑地の配置計画、その実現のための施策の方針などを定めることができる。 |
| モニュメント | 記念として建てられる建造物。記念碑や記念像など。                                                                                       |

#### や行

|            |                                                                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ユニバーサルデザイン | 年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、はじめから、すべての人が使いこなすことができる製品や環境などのデザインを目指す概念のことで、障がい者・高齢者など特定の人々に対して障害を取り除くということに限らず、可能な限りすべての人に対して使いやすくする考え方。 |
| 用途地域       | 都市計画法により、都市の環境保全や利便の促進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行うことで、住宅と工場などの異なる機能を持つ建築物が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする規制。13種類ある。                                 |

#### ら行

|         |                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ライフスタイル | 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。                                             |
| ライフライン  | 都市における市民生活を支える施設あるいは設備をいう。電気・ガス・水道などの供給システム、下水道・廃棄物処理などの処理システム、さらには交通や通信システムを指す。 |
| ランドマーク  | その土地の目印や象徴になるような建造物。                                                             |
| 緑地協定    | みどり豊かなまちづくりを行うため、住民相互の合意により、緑の保全や緑化に関して締結する協定。                                   |

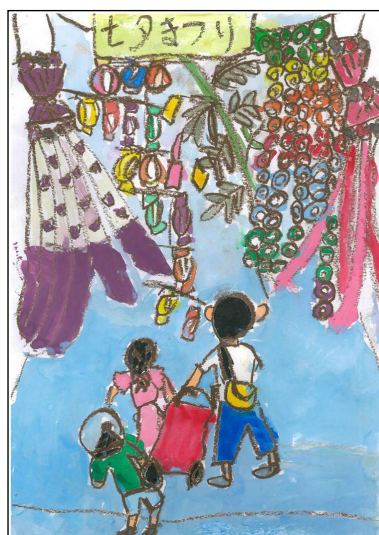
#### アルファベット

|     |                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ICT | <Information and Communication Technology> の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。                                                            |
| IT  | <Information Technology> の略。情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。 |
| NPO | <Non-Profit Organization> の略。行政・企業とは別にまちづくりや環境・福祉・国際交流などの社会的活動を行う非営利の民間組織。1998年に、これに法人格を与えるための特定非営利活動促進法（NPO法）が成立した。                     |

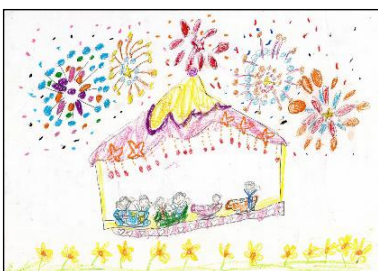
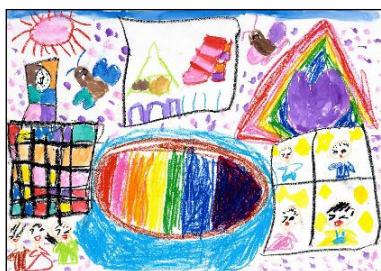
|      |                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| PFI  | <p>＜Private Finance Initiative＞の略。従来、公的部門によって行われてきた社会資本の整備・運営等の分野に、民間事業者の資金、経営ノウハウを導入し、民間主導で効率的・効果的な社会資本の整備等を行なおうとする手法。</p>                                                   |
| SDGs | <p>＜Sustainable Development Goals＞の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。</p> |

## 5. ポスターコンクール応募作品集

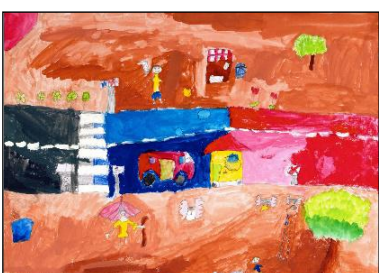
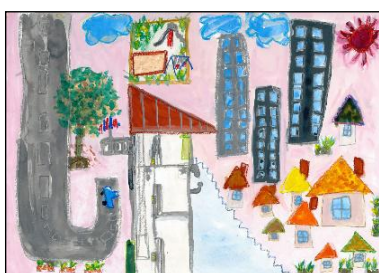
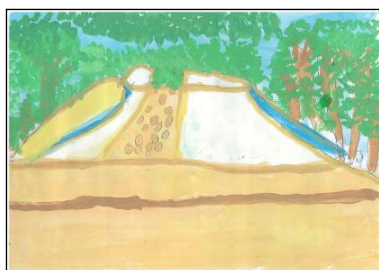
### 入選作品



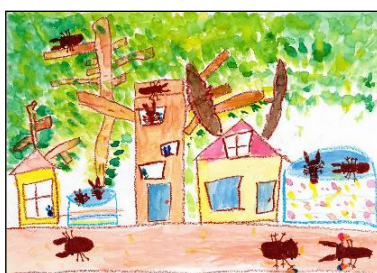
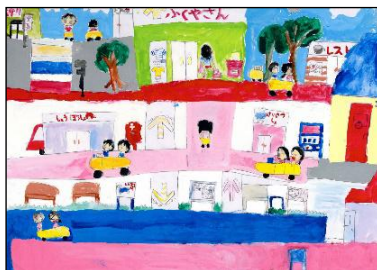
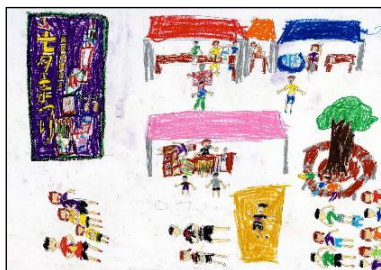
# 小学校低学年の部（１）



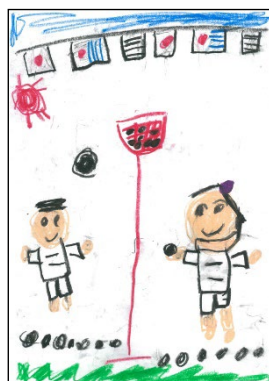
## 小学校低学年の部（２）



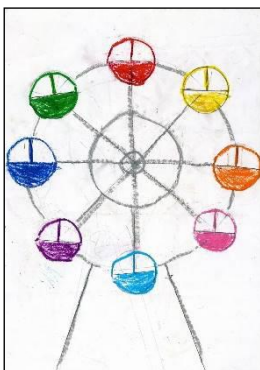
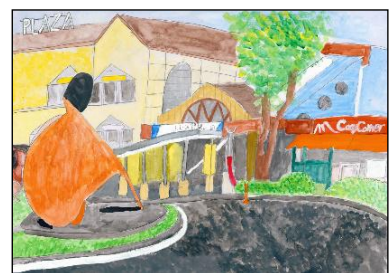
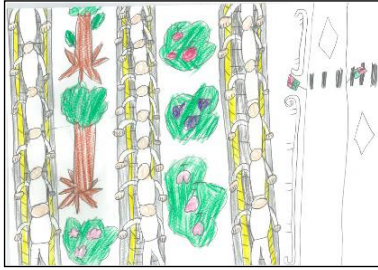
# 小学校低学年の部（3）



# 小学校低学年の部（４）



# 小学校高学年の部



# ふじみ野市都市計画マスタープラン

---

令和2年3月発行

発 行 埼玉県ふじみ野市

編 集 ふじみ野市都市政策部都市計画課

---

〒356-8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電 話 049-261-2611（代）

FAX 049-261-0797

Eメール [toshikei@city.fujimino.saitama.jp](mailto:toshikei@city.fujimino.saitama.jp)

URL <https://www.city.fujimino.saitama.jp/>

---



